

【令和 5 年度】

第 24 回九州地区救護施設職員研修会



熊本市繁華街から望む熊本城

© [degu66](#) / PIXTA(ピクスタ)

期日 : 令和 5 年 11 月 9 日 (木) ~10 日 (金)

会場 : 三井ガーデンホテル熊本

主催 : 九州地区救護施設協議会

目 次

第 24 回九州地区救護施設職員研修会開催要項	2
開 会 挨 拶	6
九州地区救護施設協議会 副会長 和田徳行	
グループ討議	8
テーマ①「コロナ禍対応の振り返り及びアフターコロナにおける生活 様式の変化に向けた取組について」	
テーマ②「地域における公益的な取組の推進状況及びその効果について」	
講義「熊本県内の生活保護行政の現状と福祉事務所との連携強化」	14
熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課 生活保護班長 長谷川 文 様	
記念講演「少しはみ出し、重なり合う地域支援 ～支援者が支えあい、困り感を共有～」	30
社会福祉法人甘木山学園 理事 子ども家庭支援センターあまきやま センター長 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 運営委員長 坂口明夫 様	
研修会参加者名簿	48
意見交換会配席表	51

**令和5年度(第24回)
九州地区救護施設職員研修会開催要綱**

1. 趣 旨

全救協においては、国による生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する議論（中間まとめ）で出てきた現状と課題への対応として、救護施設の目指すべき方向性について組織的な取組が求められている状況である。一方、九救協としては、全救協の動きに歩調を合わせて個別支援計画の制度化への対応や福祉事務所との連携強化、また保護施設通所事業の拡充など、これまで以上に組織的に取り組んでいく必要がある。

このような流れの中、今回は熊本県から生活保護班長をお招きし、熊本県内の生活保護行政の現状と、全救協の実践課題である福祉事務所との連携強化についての見解を伺うとともに、九救協職員が一堂に会し直面する課題に対して相互に情報共有・連携を行いながら研鑽を積み、それぞれが救護施設職員としての専門性を高めていくことを目的に本研修会を開催する。

2. 主 催 九州地区救護施設協議会

3. 期 日 令和5年11月9日（木） ～ 10日（金）

4. 研修会場 三井ガーデンホテル熊本
〒860-0012 熊本県熊本市中央区紺屋今町 1-20
TEL：096-352-1131 FAX：096-322-5847

5. 参加者 九州地区救護施設職員 等

6. 日 程

【11月9日（木）】

時 間	研 修 内 容	会 場
12:15～12:50	受付	B1 階：ガーデンホール前
12:55～13:00	開会並びにオリエンテーション	B1 階：ガーデンホール グループ席
13:00～13:05	開会あいさつ	B1 階：ガーデンホール グループ席
13:05～16:20	テーマに基づいたグループ討議 【テーマ①】 コロナ禍対応の振り返り及びアフターコロナにおける生活様式の変化に向けた取組について 【テーマ②】 地域における公益的な取組の推進状況及びその効果について	B1 階：ガーデンホール グループ席
16:20～17:00	グループ討議の成果及び総評	
18:00～	意見交換会	B1 階：ガーデンホール

【11月10日（金）】

時 間	研 修 内 容	会 場
9:00～10:00	講 義「熊本県内の生活保護行政の現状と福祉事務所との連携強化」 熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課 生活保護班長 長谷川 文 様	B1 階：ガーデンホール スクール形式
10:00～10:10	休憩	
10:10～12:00	記念講演「少しはみ出し、重なり合う地域支援 ～支援者が支えあい、困り感を共有～」 社会福祉法人 甘木山学園 理事 子ども家庭支援センターあまきやま センター長 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 運営委員長 坂口 明夫 様	B1 階：ガーデンホール スクール形式
12:00～	閉会	B1 階：ガーデンホール

7. グループ討議について

- 各グループで討議するテーマについては下記のとおり事務局にて予め設定しております。
 - 事務局にて事前にグループリーダーを決めさせていただきます。当日はグループごとにワークシートを準備しますので記録係を選定していただいたうえで、グループリーダーを中心に討議を進めてください。
 - グループ討議に入る前に、アイスブレイクとして参加者の自己紹介並びに施設紹介をしていただく時間を設けます。施設の実態等が分かるような資料（パンフレット）などを準備してご参加いただきますようご協力をお願いします。
- ※1 グループ 7～8 名となる予定です。資料準備等の参考にしてください。

【テーマ①】コロナ禍対応の振り返り及びアフターコロナにおける生活様式の変化に向けた取組について

- 討議例) ・コロナ禍において各施設が感染防止のために特に力を入れていた取組や、また感染者やクラスターが発生した場合に感染を拡大させないために行った取組 BCP の策定状況及び策定の際の工夫など。
- ・アフターコロナ時代に入り、徐々に元の生活様式に戻していく中での弊害や、入所者や職員の様子など。

【テーマ②】地域における公益的な取組の推進状況及びその効果について

- 討議例) ・施設内だけでなく地域のために実践している取組。また、取組により生まれたプラスの効果やマイナス面など。
- ・コロナ禍により行動制限等がある中において、停止や中止を余儀なくされた取組。また一方でコロナ禍においても継続することができた取組など。

8. 経 費

- (1) 参加費 8,500 円
- (2) 意見交換会 7,500 円
- (3) 宿泊及び駐車場について

9 日の宿泊については特に斡旋は致しませんので、各自で宿の手配をお願いします。

なお、駐車場は、研修会場である三井ガーデンホテル熊本の立体駐車場（有料）を利用できますが、台数に限りがあり、また車高制限等により駐車できない場合があります。その際は、近隣のコインパーキング等をご利用下さいますようお願いいたします。

【会場周辺の宿泊施設（参考）】

- ①ドーミーイン熊本（096-311-5489） ②熊本東急 REI ホテル（096-322-0109）
③アパホテル熊本桜町バスターミナル南（096-323-8111）④ホテル法華クラブ熊本（096-322-5001）
⑤リッチモンドホテル熊本新市街（096-312-3511）⑥コンフォートホテル熊本新市街（096-211-8411）
⑦東横イン桜町バスターミナル前（096-322-1045） など

9. 参加申込方法

- (1) 参加希望者は別紙申込書に必要事項を記入の上、10月13日（金）までに
研修会事務局へFAX またはメールにてお申し込み下さい。
※確認事務簡略化のため、仮に不参加の施設についても「参加なし」等のご連絡をいただきますようご協力をお願いします。
※研修会運営上、1施設3～4名以上の参加をお願い致します。
- (2) お申込み後は、事務局から請求書を送付いたしますので11月6日（月）までに参加
費と意見交換会費の合計額を下記振込先までお振込み下さい。
なお、振込手数料につきましては各施設でのご負担をお願い致します。

【振込先】

- 1 ゆうちょ銀行からの振込の場合
送金先 : ゆうちょ銀行
記 号 : 17160
番 号 : 13052451
口座名義: 九州地区救護施設協議会

- 2 他の金融機関からの振込の場合
送金先 : ゆうちょ銀行
店 名 : 七一八（ナナイチハチ）
店 番 : 718
預金種目: 普通預金
口座番号: 1305245
口座名義: 九州地区救護施設協議会

※振込の際はご依頼名義（施設名）の前に「0524」の打電をお願いします。
例）熊本園 → 「0524 クマモトエン」

10. 変更・お取消しのご案内

※変更・お取消しの場合は、研修会事務局までFAXまたはメールでご連絡願います。

なお、研修会直前や当日の変更は返金等の対象にならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 1. 研修会事務局

救護施設 菊池園

【住 所】〒861-1201 熊本県菊池市泗水町吉富 17-1

TEL 0968-38-2956 FAX 0968-38-6017

(E-mail) kikuchien@beach.ocn.ne.jp

【担当者】 い け べ み つ ひ ろ
池邊 充洋（九救協調研委員）

*個人情報の取扱いについて

本研修会の申込者、参加者にかかる個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。

令和5年11月9日（木）

13：00～13：05

開 会 挨 拶

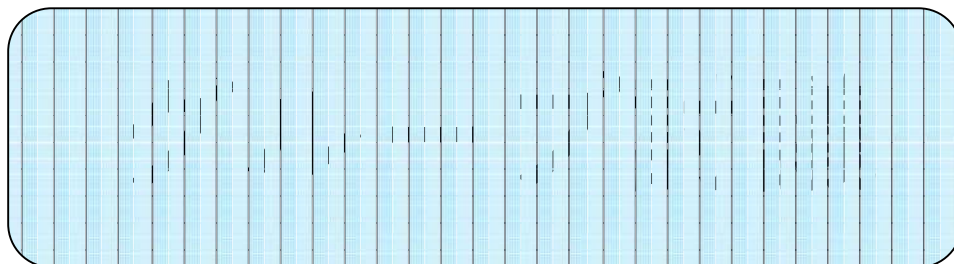
九州地区救護施設協議会

副会長 和田 徳行

[illegible]

令和5年11月9日（木）

13：05～17：00



【グループ討議の進め方】

①グループごとに自己紹介

施設名・名前・資料（パンフレット等）をもとに施設の取組や自身の職種（部署）で力を入れている取り組みなどを紹介

②記録係を決める

③グループリーダーの進行で討議を進める ※マニュアル参照

討議テーマ1 「コロナ禍対応の振り返り及びアフターコロナにおける生活様式の変化に向けた取組について」

（討議例）・コロナ禍において各施設が感染防止のために特に力を入れていた取組や、また感染者やクラスターが発生した場合に感染を拡大させないために行った取組

BCP の策定状況及び策定の際の工夫など。

・アフターコロナ時代に入り、徐々に元の生活様式に戻していく中で
の弊害や、入所者や職員の様子など。

討議テーマ2 「地域における公益的な取組の推進状況及びその効果について」

（討議例）・施設内だけでなく地域のために実践している取組。また、取組により生まれたプラスの効果やマイナス面など。

・コロナ禍により行動制限等がある中において、停止や中止を余儀なくされた取組。また一方でコロナ禍においても継続することができた取組など。

④記録係は発言内容や検討事項などを出し合い、ワークシートに書き込む

⑤16:20を目途にグループごとに討議の成果を約3分程度にまとめて発表する（グループリーダーもしくはリーダーに指名された人）

(. . . 班)	グループリーダー (. . .)	記録 (. . .)
コロナ禍の振り返り (実際に行った取り組み、工夫、職員の様子など)		コロナ禍を振り返っての課題 (例：クラスターを経験した感想や反省、コロナ禍を経て良かった点や今後に生かしたいこと)





アフターコロナに向けた取り組み (新たに取り組みたいことやそのための課題、生活様式の変化に合わせて必要な課題など)	
--	--

(班) グループリーダー ()	記録 ()
現在の取り組み (現在自施設で実施している公益事業と自分の関わり方など)	効果と課題 (事業を行うことで生まれた効果や実施上の課題など)
今後の取り組み (課題解決に向けた取り組み、今後行ってみたい事業など)	

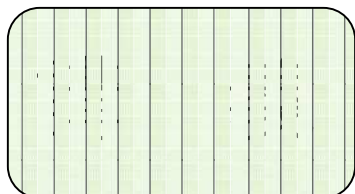
* 自施設の取り組みに関わっていない場合、取り組んでみたい事業やその事業を行うための課題、自分が事業を行うためにできそうなことを記入してください。

[illegible]

[illegible]

令和5年11月10日（金）

9：00～10：00



熊本県内の生活保護行政の現状と 福祉事務所との連携強化

講師

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課

生活保護班長 長谷川 文 様

令和5年度九州地区救護施設職員研修会

熊本県内の生活保護行政の現状 と福祉事務所との連携強化

令和5年11月10日

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課

生活保護制度概要

1. 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、生活に困っている方に最低限度の生活を保障し、やがては自分の力で生活できるよう支援することを目的とした制度。

2. 生活保護を受給するための要件等

- (1) 稼働能力がある場合は、その能力に応じて働くこと
- (2) 世帯の資産で活用できるものは、生活のために活用すること
※預貯金、貴金属、生命保険解約返戻金、田畑、山林、自動車など。ただし、通勤や通院のためなど一定の要件を満たした自動車等は、保有が認められる場合がある。
- (3) 他の法律で活用できるものがあれば、全て活用すること
※各種年金、健康保険、雇用保険、児童手当、児童扶養手当など
- (4) その他、生活に役立つものがあれば活用すること
※親族からの援助など

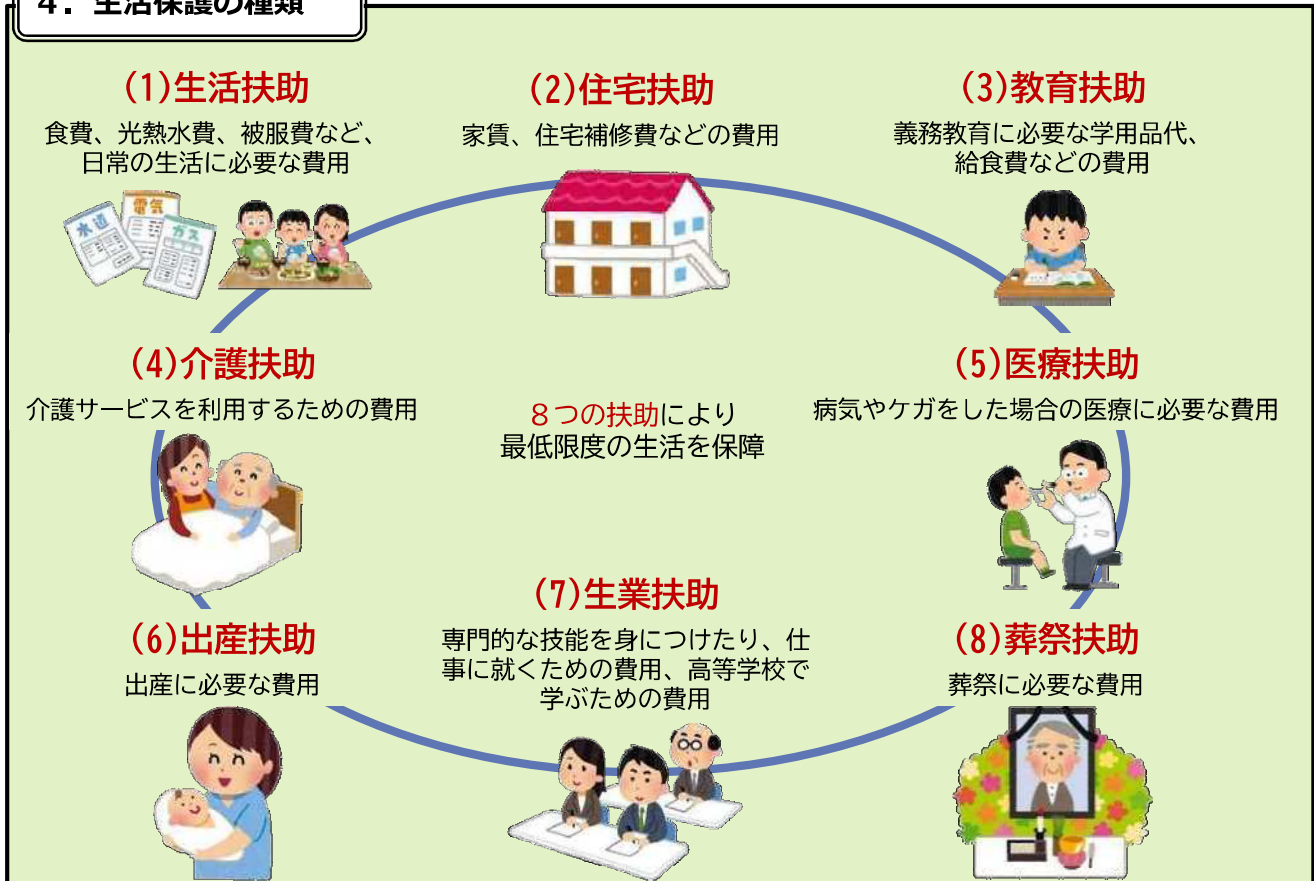
3. 生活保護のしくみ

国が定めた基準によって、生活保護を受けようとする世帯の最低生活費を計算し、世帯内の収入が最低生活費に足りない場合に生活保護が適用。
なお、生活保護で言う「世帯」とは、同じ家に住み、生計を一つにしている人の集まりを指すが、出稼ぎ者や入院患者も同一世帯として取り扱う。

最低生活費		…保護を受けられる場合 (収入が最低生活費に足りない場合)
収入	保護費	
収入		…保護を受けられない場合 (収入が最低生活費を上回る場合)

生活保護制度概要

4. 生活保護の種類



生活保護制度概要

5. 生活保護の決定前後の流れ

(1) 相 談

市に居住している場合は各市役所の福祉課（福祉事務所）へ、町村へ居住している場合は町村を管轄する県の各広域本部・地域振興局の福祉課（福祉事務所）へ

例1) 菊池市に居住している方 → 菊池市役所生活支援課（菊池市福祉事務所）へ相談、申請

例2) 菊陽町、大津町に居住している方 → 熊本県県北広域本部福祉課（菊池福祉事務所）へ相談、申請

(2) 申 請

福祉事務所職員が、相談者、申請者の生活状況を聞き取り、保護申請書を受理。

(3) 調 査

申請があった世帯を訪問し、生活保護決定上、必要な調査（※）を実施。

扶養義務者への照会については、DVや虐待を受けた、10年以上交流がない等の特別な事情がある場合、照会を見合わせることもある。

※保護申請に至った経緯、家族構成、生活歴、扶養義務者、世帯の収入、資産の状況など



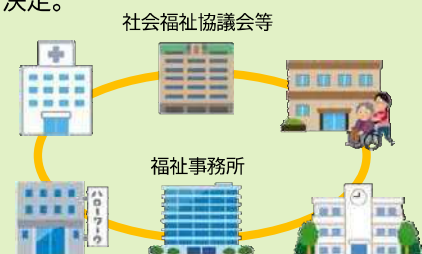
(4) 決 定

世帯の調査が終わると、保護を受けられる（開始）又は受けられない（却下）か、生活扶助や医療扶助など、どのような保護を必要とするか等の要否を、原則申請があってから14日以内に決定。

(5) 援 助

被保護世帯の状態に応じた援助方針を定め、定期的に被保護世帯に家庭訪問を行う。

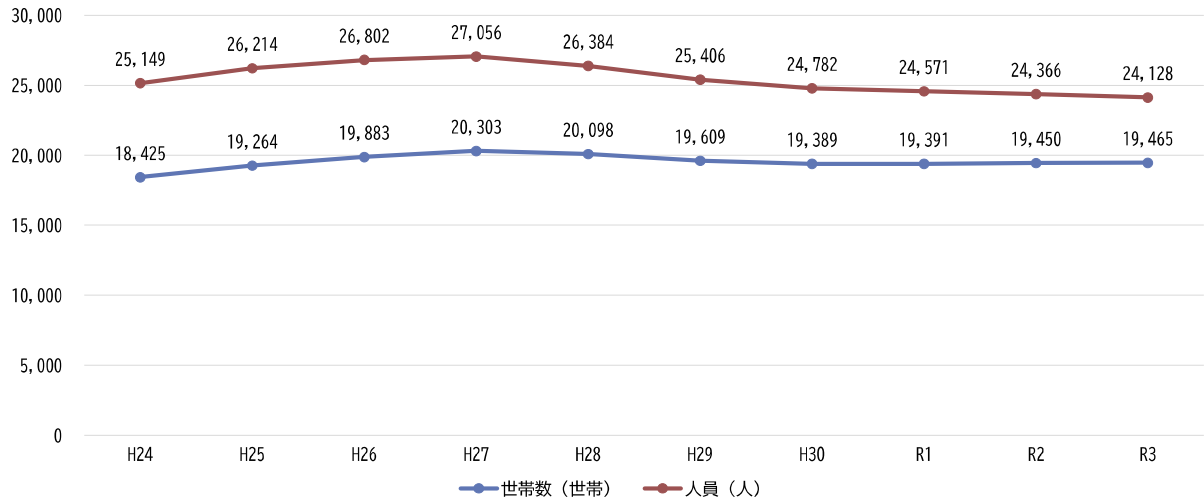
生活状況や収入の確認、他法活用の検討、助言を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、世帯の自立を促すための支援（指導）を行う。



熊本県の生活保護の状況①

- 被保護世帯数、被保護人員ともに、平成27年度をピークに減少傾向であったが、平成30年度以降はほぼ横ばいの状況。
- 令和4年度で新型コロナウイルス感染症関連の各種支援が終了し、物価高騰が続いていることから、今後の保護申請等の動向を注視する必要がある。

被保護世帯・人員の推移

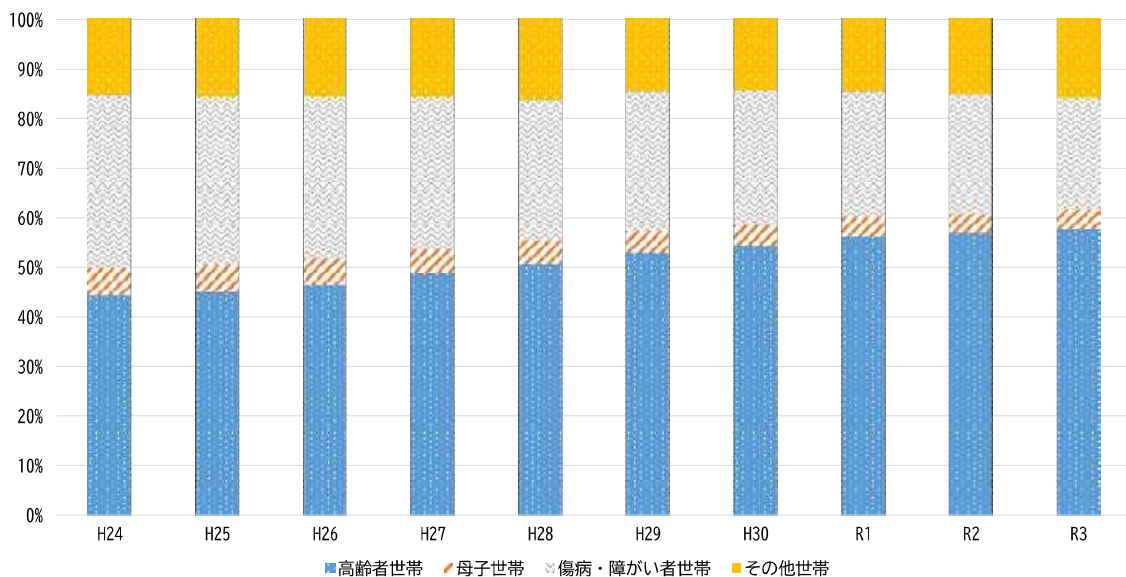


※「令和3年度（2022年度）熊本県の生活保護」をもとに作成

熊本県の生活保護の状況②

- 「高齢者世帯」は平成26年度に全体の約半数となり、その後も増加傾向。
- 就労可能な者を含む「その他世帯」はリーマンショック（平成20年）以降増加傾向にあったが、平成30年度以降は横ばいの状況。

世帯類型別構成比

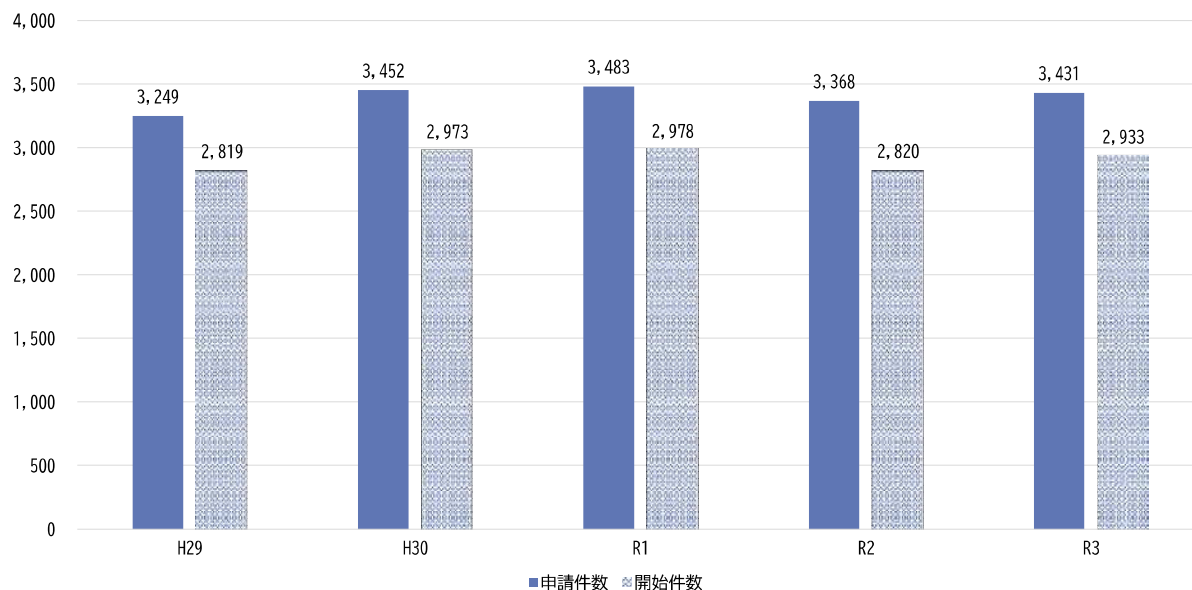


※「令和3年度（2022年度）熊本県の生活保護」をもとに作成

熊本市の生活保護の状況③

- 申請件数及び開始件数については、明らかな増加傾向や減少傾向は見られない。

年間申請件数及び開始件数



※「令和3年度（2022年度）熊本市の生活保護」をもとに作成

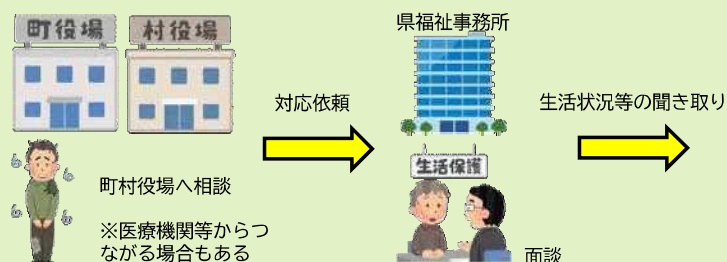
福祉事務所実務

生活保護の決定前後の流れ（町村居住の場合）

（１）相 談

生活困窮者から相談があった場合、相談に至った経緯、相談者の生活状況等を聞き取り、他法等（※）や資産が活用できないか検討

※各種年金、健康保険、雇用保険、児童手当、児童扶養手当、親族からの援助の可否など



（２）申 請

他法、資産の活用が見込める場合は助言を行うが、**保護申請は本人の意思に委ねられるため、福祉事務所が申請を妨げることは不可。**

申請者が保護申請の意思を示せば、保護申請書を受け取り、必要な調査を行う。

（３）調 査

生活保護決定上、必要な調査（※）を実施。

※申請者からの主な聞き取り事項 家族構成、生活歴、扶養義務者の有無、世帯の収入、資産の状況等

※関係機関等への主な調査事項

預貯金 就労収入
生命保険 年金
戸籍 土地・家屋

◆申請者から聞き取った情報だけでは正確性に欠け、生活保護の不正受給につながるおそれがある
◆申請者も認識していなかった預貯金、資産等があり、生活保護を要しない場合がある



福祉事務所実務

生活保護の決定前後の流れ（町村居住の場合）

（４）決 定

保護を受けられる（開始）又は受けられない（却下）か、生活扶助や医療扶助など、どのような保護を必要とするか等の要否を、原則申請があつてから１４日以内に福祉事務所内で会議に諮り決定する。

保護開始となった場合は、被保護世帯の状態に応じた援助方針を定め、ケースワークを開始。



（５）援 助

定期的に被保護世帯に家庭訪問を実施。（訪問頻度は世帯によって異なる）

生活状況や収入の確認、他法活用の検討、助言を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、世帯の自立を促すための支援（指導）を行う。



医療機関

- ・医療サービスの必要性について、主治医から意見を聴取
- ・稼働年齢層の被保護者の就労の可否について協議



介護事業所

- ・介護サービスの利用状況、施設での様子等の情報提供
- ・施設に入所している被保護者については、施設に訪問し、面談



教育機関

- ・被保護世帯の子どもの健全育成に関する情報共有
- ・児童虐待の事実や疑いがある場合、警察、児童相談所との連携も要する



公共職業安定所

- ・就労可能な被保護者に対して就労支援を実施
- ・求人情報、地域の雇用状況、就労援助のための諸対策等の情報提供



社会福祉協議会

- ・生活保護に至る前の生活困窮者に関する情報提供・支援
- ・必要に応じて、被保護世帯への同行訪問も行う



民生委員

- ・生活指導への協力及び生活状況の変化が生じた場合の情報提供
- ・被保護世帯に対する訪問活動の際の情報提供（同行訪問を行う場合もあり）

※上記にとどまらず、被保護世帯の自立助長に資する機関との連携も必要不可欠

県本庁の業務

（１）生活保護法施行事務指導監査

各福祉事務所で、生活保護が適正に実施されているかを関係法令等に照らし確認し、必要な助言・指導を行う。主な事項は以下のとおり。

- ・組織の運営状況（適切に職員が配置されているか、事務処理が適切に管理されているか）
- ・査察指導の状況（ケースワーカーの訪問活動や実務処理に対し適切な助言、指導が行われているか）
- ・保護の決定等事務処理の状況（保護の決定や廃止の際に必要な調査が適切に行われているか）
- ・訪問調査活動及び援助方針の状況（訪問計画に沿った訪問活動と援助方針に沿ったケースワークができているか）

（２）研修

- ・ケースワーカー・査察指導員研修
- ・医療扶助・介護扶助担当者研修
- ・就労支援員・子どもの学習支援員研修など

（３）医療・介護機関等の指定、指導

医療扶助・介護扶助等を担当させる機関の指定及び指導を行う。

（４）保護施設の指導等

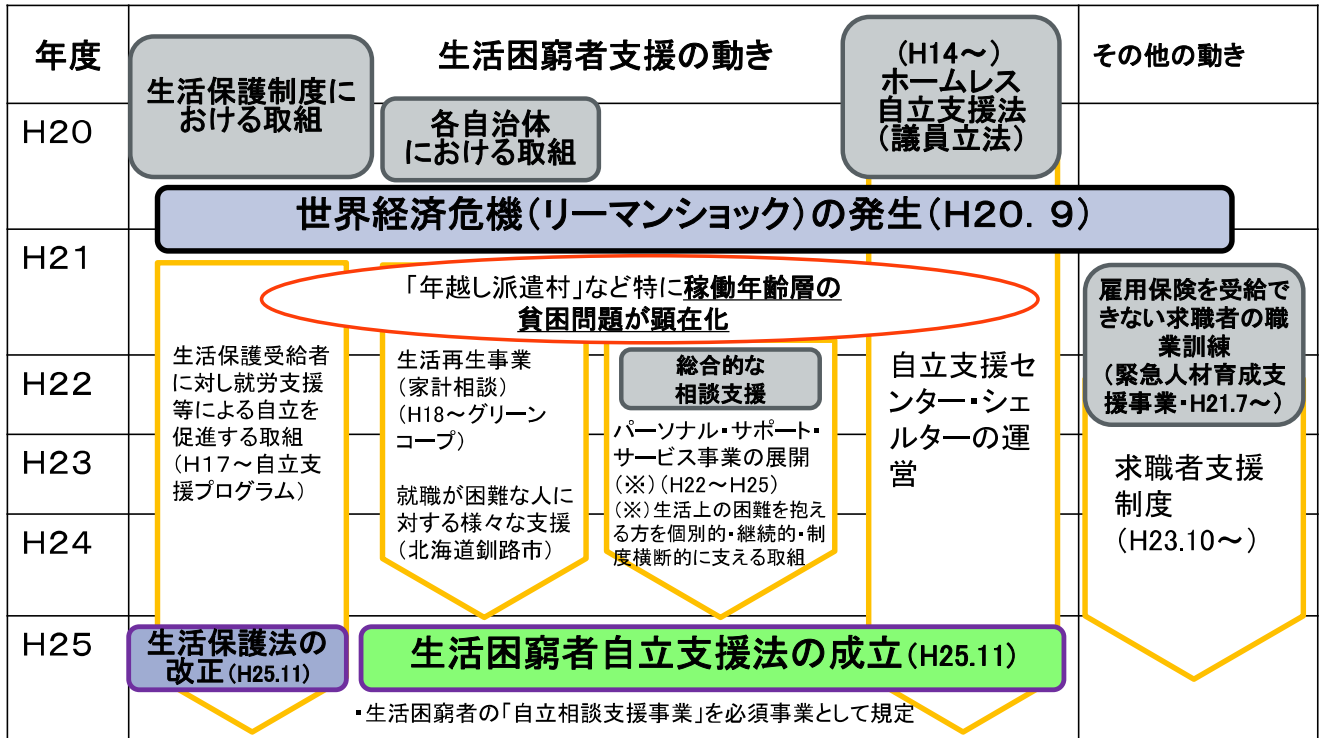
障がいのため日常生活を営むことが困難な要保護者の入所施設である救護施設等の設置・運営基準を定め必要な助言・指導を行う。

（５）審査請求・訴訟への対応

福祉事務所が行った生活保護廃止等の行政処分に対する不服申し立てについて、公正な立場にある審理員による審理、第三者機関による審査を経て、行政処分の違法性・不当性を判断する。

（６）福祉事務所からの問い合わせ対応

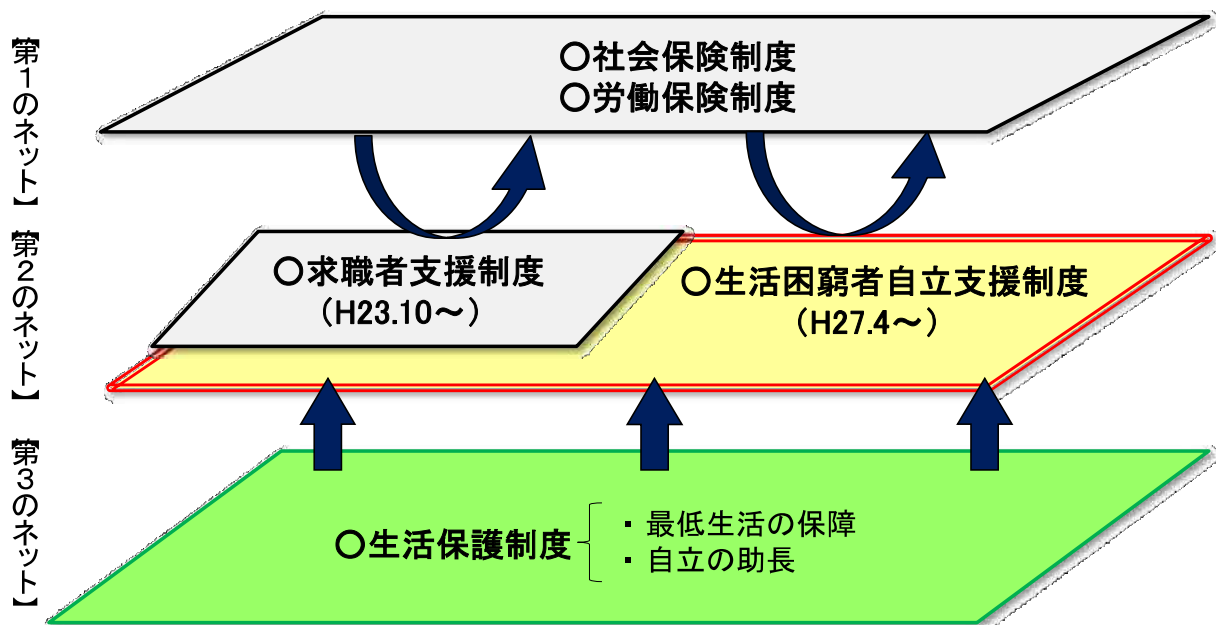
生活困窮者支援の経緯



H27. 4 生活困窮者自立支援法の施行

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

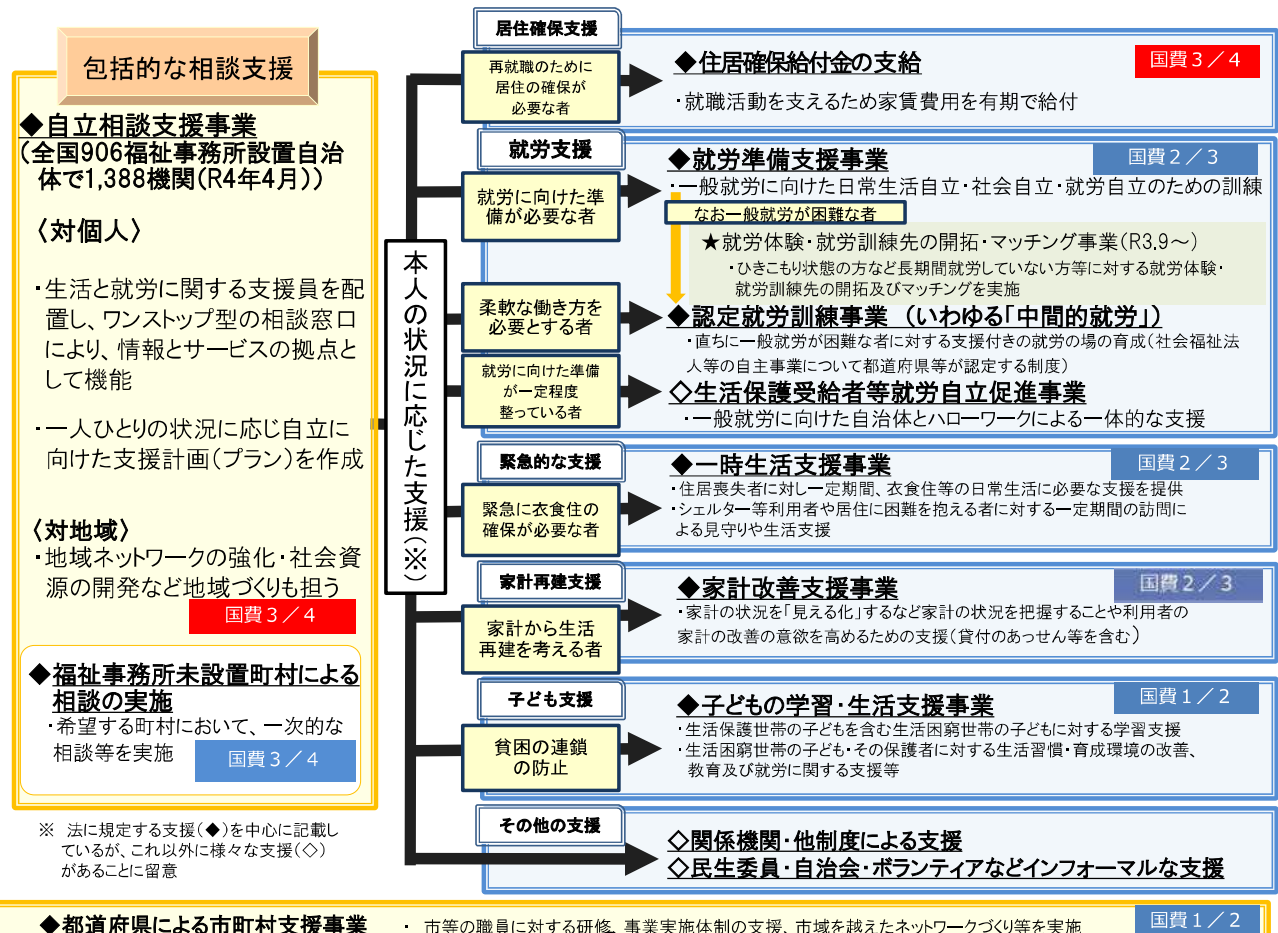
(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) **包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) **早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) **継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

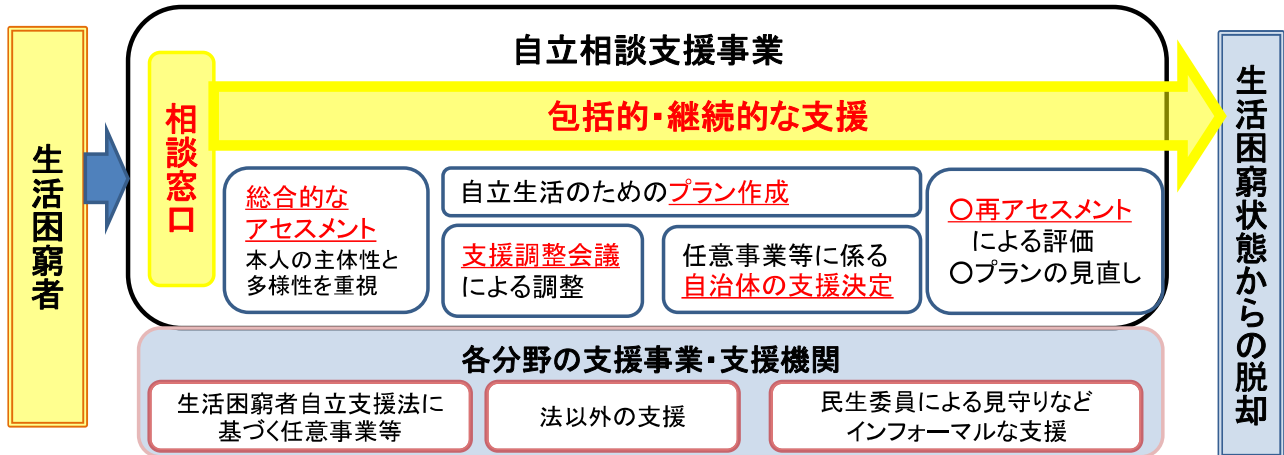
生活困窮者自立支援制度の概要



自立相談支援事業(必須事業)

事業の概要

- 市町村社会福祉協議会に委託して実施。(※自治体直営、その他委託の市あり)
- 自立相談支援事業では、生活困窮者からの相談を受け、
 - ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施 等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

就労準備支援事業による効果(全国の事例)

- 就労準備支援事業の実態からは、
 - ・様々な状態像の人が利用していること、
 - ・就労体験等の実践を重視したオーダーメイドの支援メニューを徐々に充実させながら支援していること、
 - ・着実にステップアップにつなげていること、等がわかる。

Aさんの事例

コミュニケーションがうまくいかず、仕事で失敗を繰り返す30代男性Aさん
 自尊感情や自己有用感を喪失している

- ◇ 就労体験の受入先の農家で、作物の知識取得や農機具の操作等を実施
 - その就労体験の中で、自分の仕事の適性が明らかになるとともに、自信も持つことができるようになった
 - また、事業所内での仲間との信頼関係も構築
 - さらに、徐々に障害受容ができるようになり、本人が障害者雇用枠での就労意向を持つようになった
 - これらにより、障害者雇用枠での就労を目指す

障害者雇用枠での就労

Bさんの事例

高齢の親と同居しているものの、若い頃に仕事になじめず、ひきこもりで昼夜逆転しており、生活に不安を感じ始めた50代男性Bさん
 社会参加能力の改善が必要な状況

- ◇ 就職に向けたスキルアップを目的に、パソコン講座を受講
 - 朝9時に出勤できる習慣を身につけてもらう
 - 履歴書作成やパソコン講座の受講を通じて、仕事をするこのイメージを持ってもらう
- ◇ 就労体験先の職場の担当者とは、週1回の面談の実施
 - 少しずつ課題を解消しながら、一般就労を目指す

就労体験先の職場で一般就労

家計改善支援事業による効果(全国の事例)

○ 家計改善支援事業の活用により、将来を見据えた家計管理、債務返済の伴走支援等が行われている。

Cさんの事例

- 母子家庭
(子ども2人)
- 児童扶養手当
等の支給月に支出が多くなり、翌月の生活費が不足してしまう。

- 児童扶養手当や児童手当の支給に伴う収入の変動を、家計表の作成により把握
- 面談により支出の状況を確認していく
- 子どもの進学等のライフイベントを見据えて、月ごとの収入変動を織り込んだ支出計画を作る
- 子どもの進学の際の入学金等、今後必要になる費用の積み立てを助言

手当の支給月に浪費せず、翌月以降も見据えた支出や貯蓄ができるようになった。

Dさんの事例

- 独居男性
- 消費者金融から100万円以上の借金
- 住民税も滞納

- 家計表の作成により、「浪費を抑えればかうじて黒字」という家計の状況を初めて認識
- 債務返済を含む支出計画を作成
- 返済を始めるが、浪費がやめられず返済が滞る
- 家計相談支援員が頻度高く面談し、本人の生活改善やモチベーション維持のため支出計画の修正をしつつ伴走支援

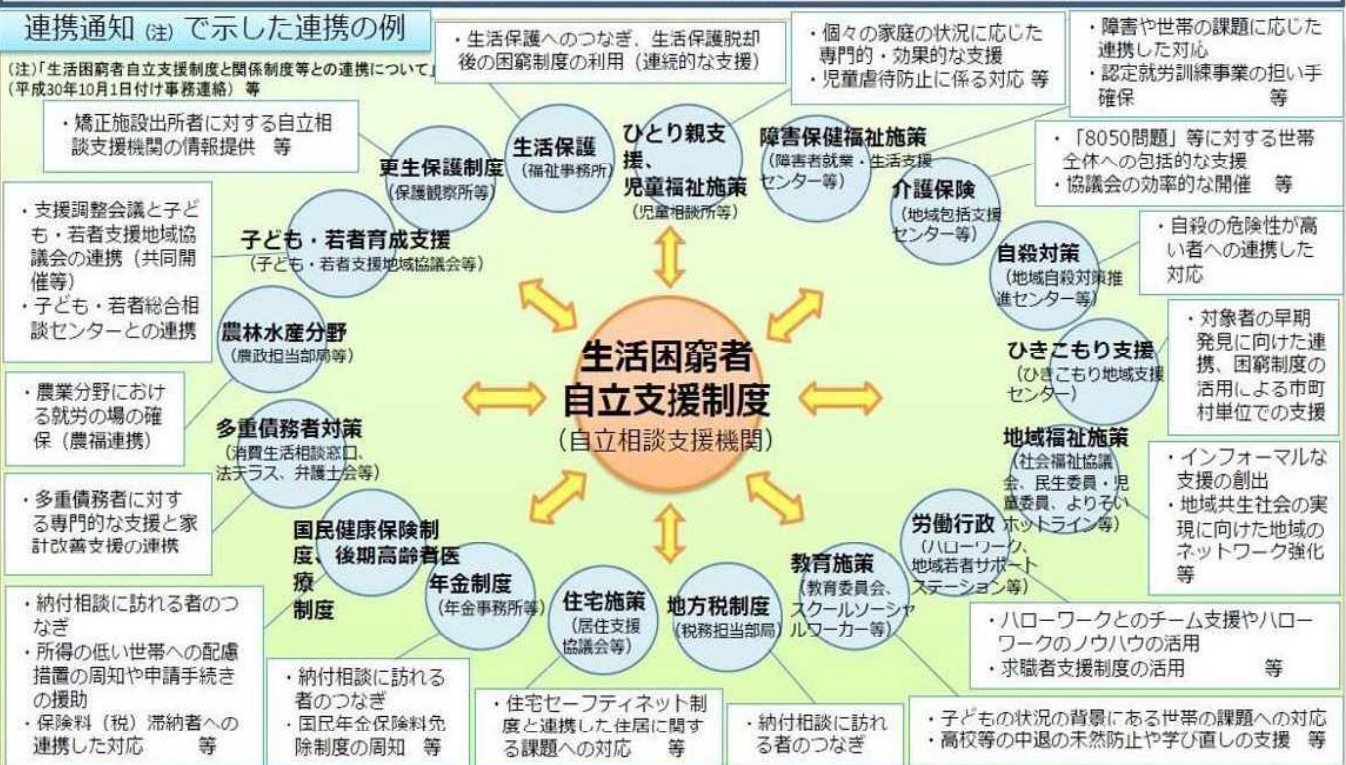
債務返済に向けた本人の意欲が向上し、概ね計画に沿った返済の目途がついた。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について(平成30年10月1日付け事務連絡)」等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

熊本県内の生活困窮者自立支援制度の実施体制(令和5年度)

	必須事業		任意事業			
	自立相談支援事業		就労準備支援事業	子どもの学習・生活支援事業	家計改善支援事業	一時生活支援事業
	委託	直営				
県	県社協 (町村社協)		(社)グリーンコープ	(社)菊愛会・(学)松本学園	(社)グリーンコープ	(社)グリーンコープ
八代市	市社協		(社)菊愛会	県と共同	県と共同	県と共同
人吉市	市社協		市単独直営実施	県と共同	県と共同	人吉市社会福祉事業団 (有)丸恵本館
荒尾市		○	市単独直営実施	県と共同	市単独直営実施	県と共同
水俣市	市社協		県と共同	県と共同	水俣市社会福祉協議会	県と共同
玉名市		○	(学)松本学園	(学)松本学園	市単独直営実施	(社)天水福祉事業会
山鹿市	市社協		県と共同	県と共同	山鹿市社会福祉協議会	県と共同
菊池市	(社)グリーンコープ		県と共同	県と共同	(社)グリーンコープ	県と共同
宇土市	市社協		県と共同	県と共同	県と共同	県と共同
上天草市	市社協		県と共同	県と共同	県と共同	県と共同
宇城市	市社協		県と共同	県と共同	宇城市社会福祉協議会	県と共同
阿蘇市	(社)グリーンコープ		県と共同	県と共同	(社)グリーンコープ	県と共同
天草市	市社協		天草市社会福祉協議会	県と共同	天草市社会福祉協議会	天草市社会福祉協議会
合志市	市社協		(社)三幸	県と共同	県と共同	(社)三幸
熊本市	市社協		特定非営利活動法人 おーさぁ	(株)トライグループ	熊本市社会福祉協議会	(社)グリーンコープ

熊本県内の生活困窮者自立支援事業の実績

●支援実績(県全体)

	新規相談 件数	プラン作成 件数	一時生活 支援	家計改善 支援	就労準備 支援	子どもの学習 生活支援
H27	3,100	752	75	366	107	198
H28	2,497	913	45	374	89	259
H29	2,501	939	57	420	92	309
H30	2,852	1,037	61	557	133	313
R1	2,905	1,016	52	513	113	337
R2	9,910	3,714	68	915	84	296
R3	8,128	2,363	53	1,023	85	295
(前年比)	82%	64%	78%	112%	101%	100%

【参考】 就労訓練先等の開拓・ マッチング事業

- ・受入事業所数12社
- ・支援者数10人
- ・マッチング
見学実施2人
体験実施2人

●国の目安値に対する実績(熊本市以外)

	H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
	目安値	実績値	目安値	実績値	目安値	実績値	目安値	実績値	目安値	実績値	目安値	実績値
新規相談受付件数 (人口10万人・1か月 当たり)	22件	15.4件	24件	16.0件	26件	18.5件	16件	18.8件	16件	37.2	16件	34.1
プラン作成件数 (人口10万人・1か月 当たり)	11件	5.1件	12件	6.0件	13件	6.7件	8件	6.8件	8件	10.6	8件	11.5
就労支援対象者数 (人口10万人・1か月 当たり)	7件	2.1件	7件	1.9件	8件	2.2件	5件	2.5件	5件	4件	5件	3.9件

熊本県における生活困窮者自立支援制度の事業体制について

1. 生活困窮者総合相談支援事業（必須事業）

(1) 「自立相談支援事業」 15/15

- 生活困窮者の自立に関する相談支援窓口を設置し、困窮者の自立のためのプランを策定し支援。14市は市が所管⇒直営又は委託により実施、31町村は県が所管⇒県社協へ委託
- ・熊本県社会福祉協議会に業務委託し、県内31町村社協に相談窓口を設置し相談に対応

(2) 「住居確保給付金」

- 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」を支給
- ・1世帯当たり約40,000円程度を支給

2. 生活困窮者自立支援プラン推進事業（任意事業：国庫補助 1/2～2/3）全市町村で実施

(1) 「就労準備支援事業」 15/15（県と共同実施は7自治体）

- ひきこもり等に対し、就労に必要な就寝・起床などの規則正しい生活、職場見学、ビジネスマナー講習等を支援

・令和5年度は社会福祉法人グリーンコープに業務委託

(2) 「一時生活支援事業」 15/15（県と共同実施は9自治体）

- 住居のない生活困窮者（ホームレス）に対して一定期間宿泊場所（シェルター）や衣食の提供等

・令和5年度は社会福祉法人グリーンコープに業務委託

(3) 「家計改善支援事業」 15/15（県と共同実施は5自治体）

- 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う

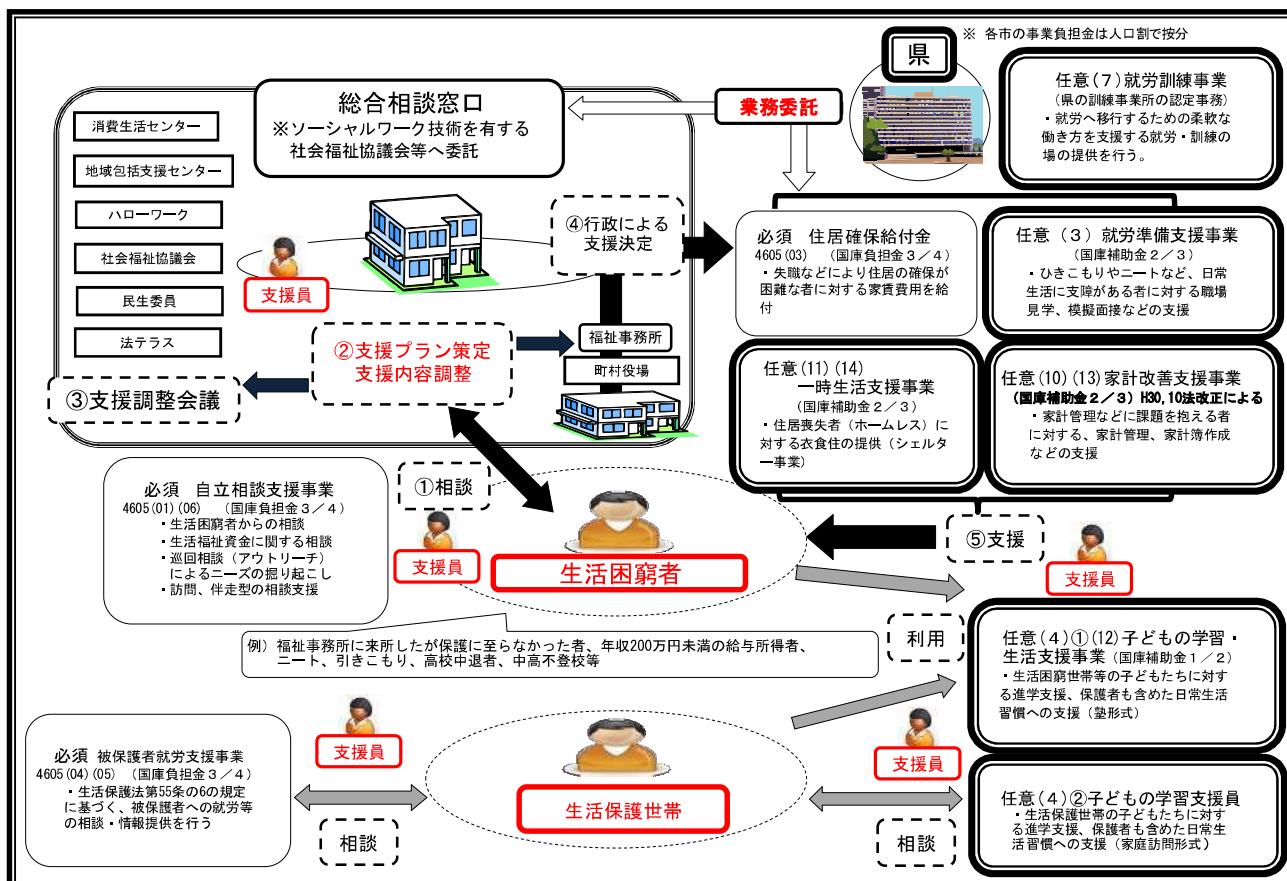
・令和5年度は生活協同組合グリーンコープに業務委託

(4) 「子どもの学習・生活支援事業」 15/15（県と共同実施は12自治体）

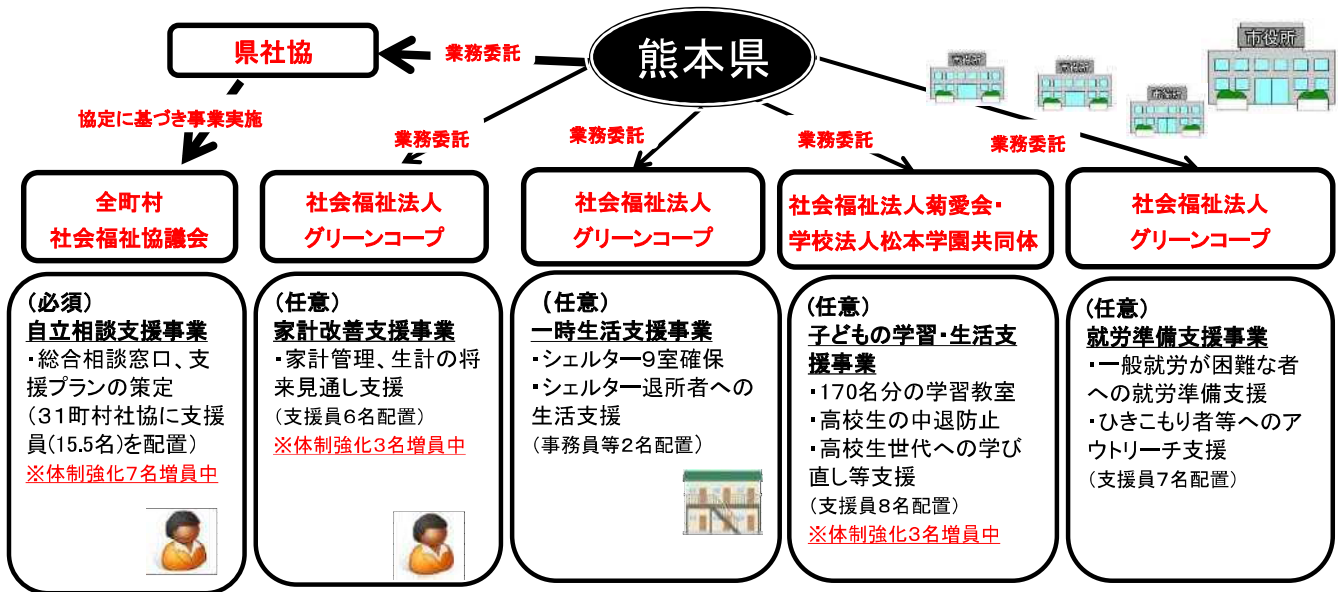
- 貧困の連鎖を断つため、生活困窮家庭等の子どもたちへの学習教室開催等による学力向上、学習習慣を定着

・令和5年度は社会福祉法人菊愛会・学校法人松本学園に業務委託

熊本県における生活困窮者自立制度のスキーム



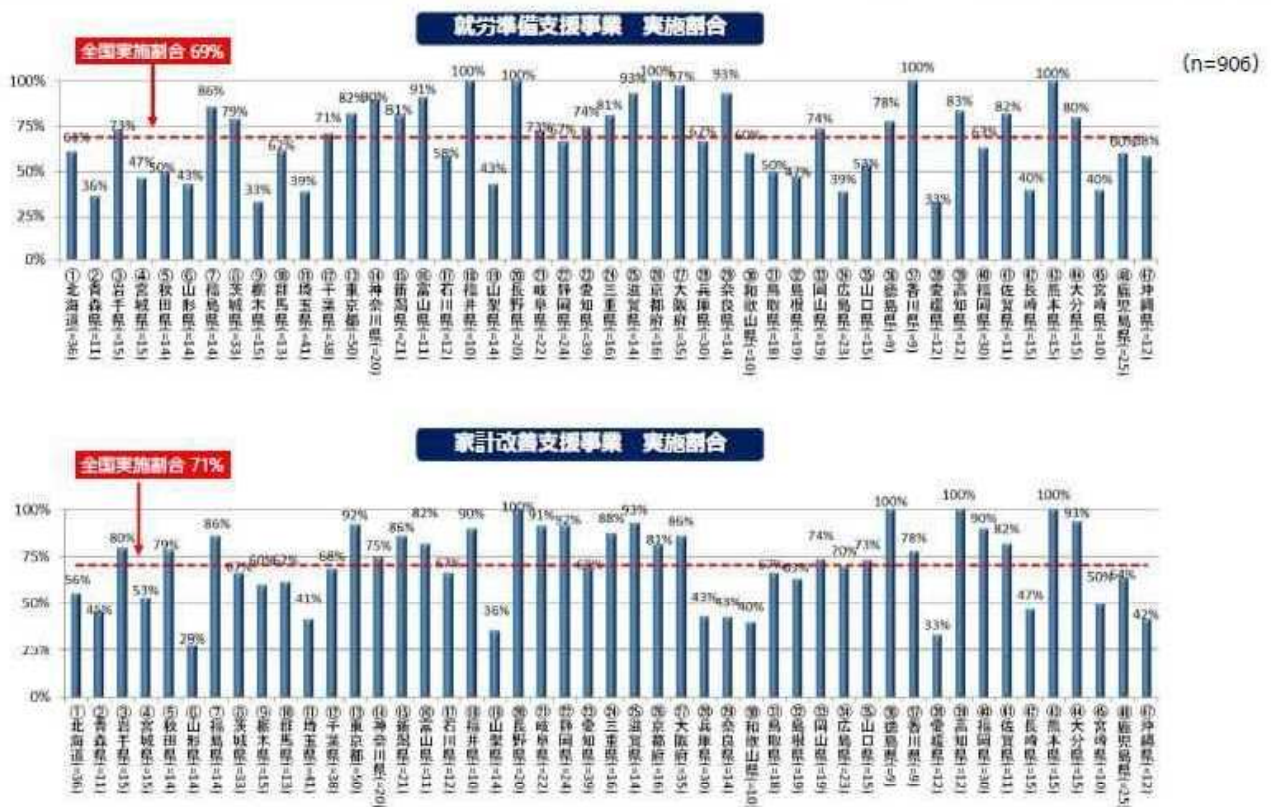
令和5年度 熊本県生活困窮者自立支援事業の概要



※任意事業は希望する市との共同実施により、100%実施。(全国で熊本県のみ)

任意事業の都道府県別の実施割合①

※令和2年度事業実績調査



出典「令和5年3月 社会・援護局関係主管課長会議資料」

任意事業の都道府県別の実施割合②

(n=906)



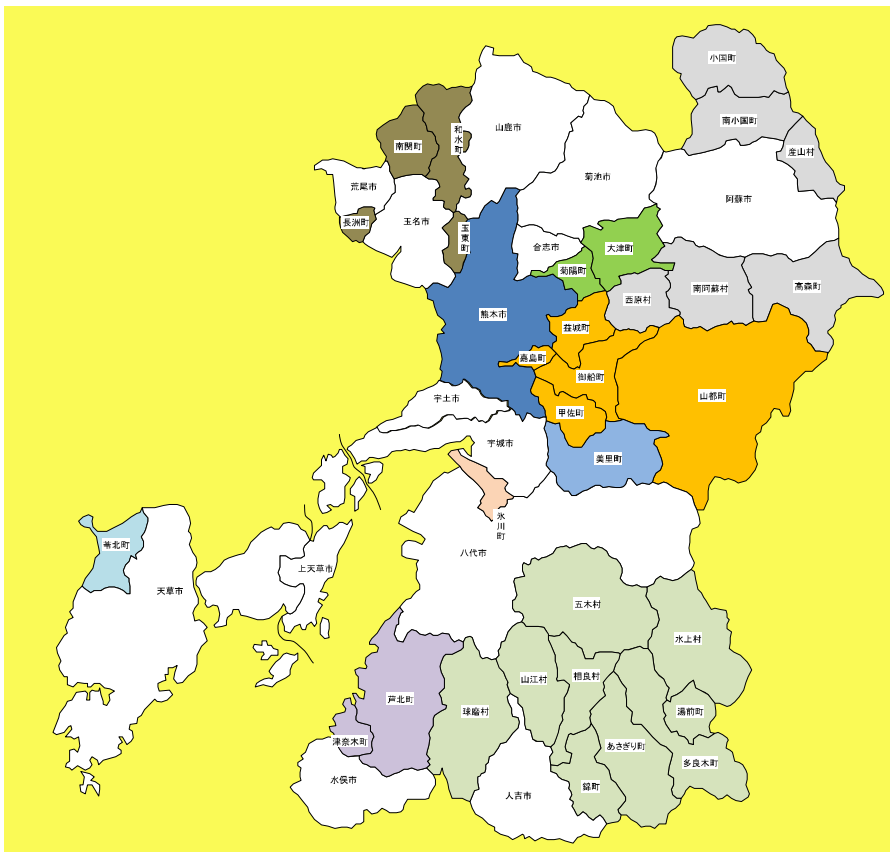
出典「令和5年3月 社会・援護局関係主管課長会議資料」

熊本県の市町村・福祉事務所の概況(令和4年12月1日現在)

政令市 737,889人
13市 653,565人
31町村 325,463人
45市町村 1,716,917人

9郡 8つの県福祉事務所

県庁所在地の熊本市は平成23年に全国で20番目の政令指定都市に移行



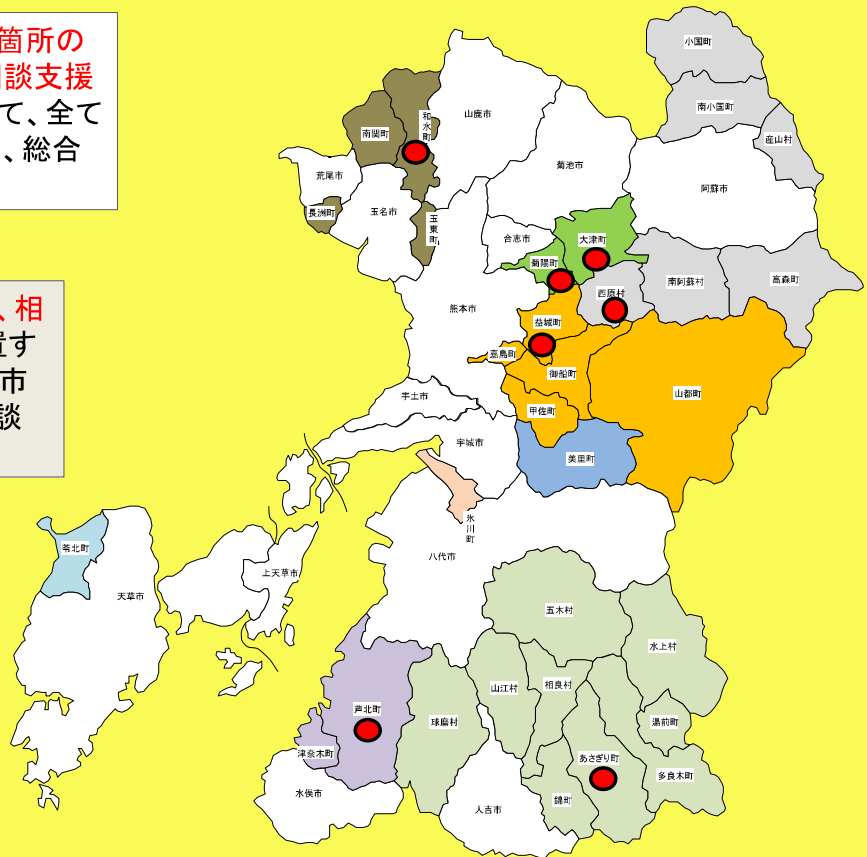
1 自立相談支援窓口の全市町村での設置

熊本県社会福祉協議会が、7箇所の社協(●)を拠点として主任相談支援員を配置。さらに拠点を核として、全ての町村社協に支援員を配置し、総合相談窓口を設置

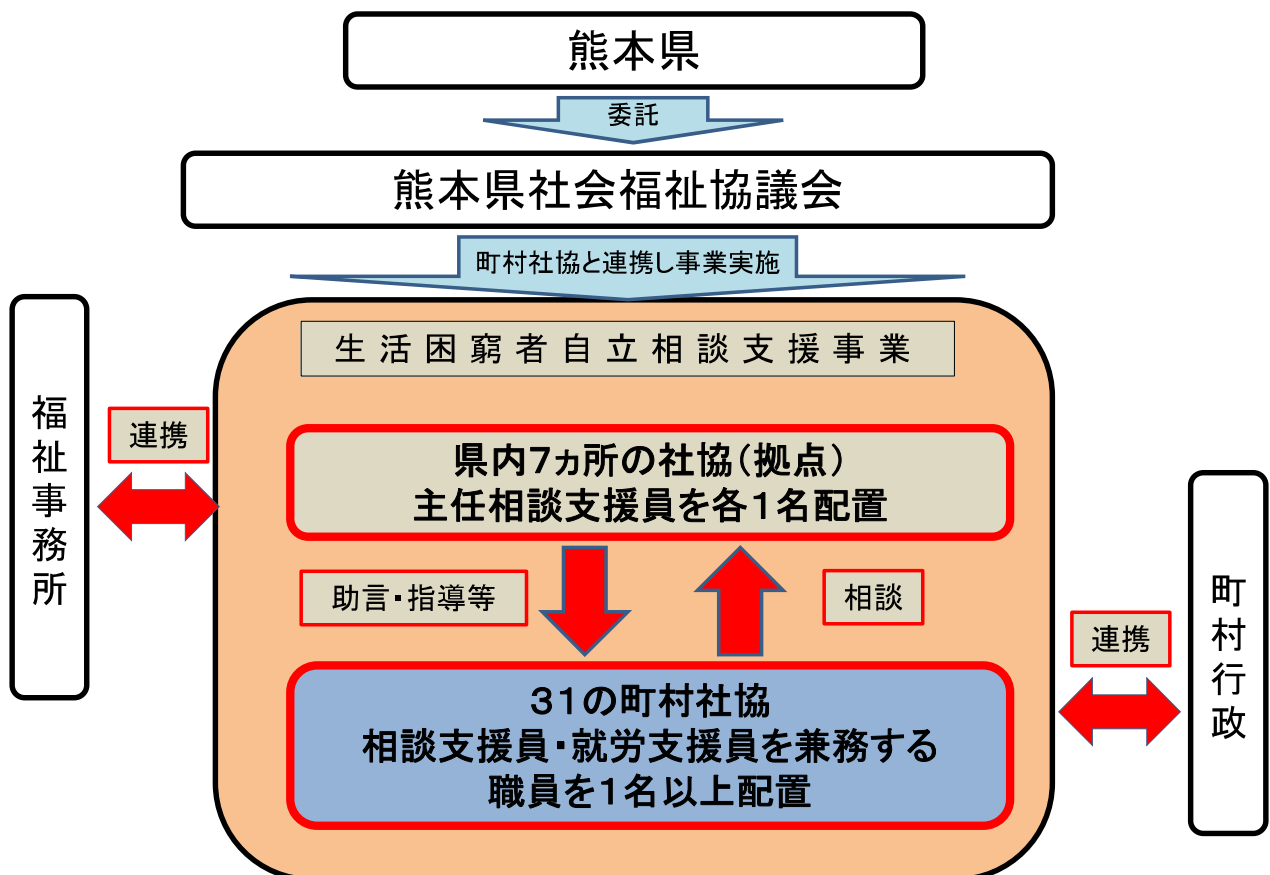


これにより、県内の全町村に、相談窓口が設置され、市が設置する窓口と併せて、県内全ての市町村で生活困窮者の自立相談支援窓口が設置された。

○県内の全町村に、相談窓口が設置されたことにより、相談者の身近な地域に窓口ができ、利用しやすくなる。
○町村社協が培ってきた、相談支援ノウハウ、地域の社会資源との連携が活かされる。



1-(2) 県社協と31町村社協の連携による事業実施



2-（1） 任意事業100%実施 市との共同実施に至る背景

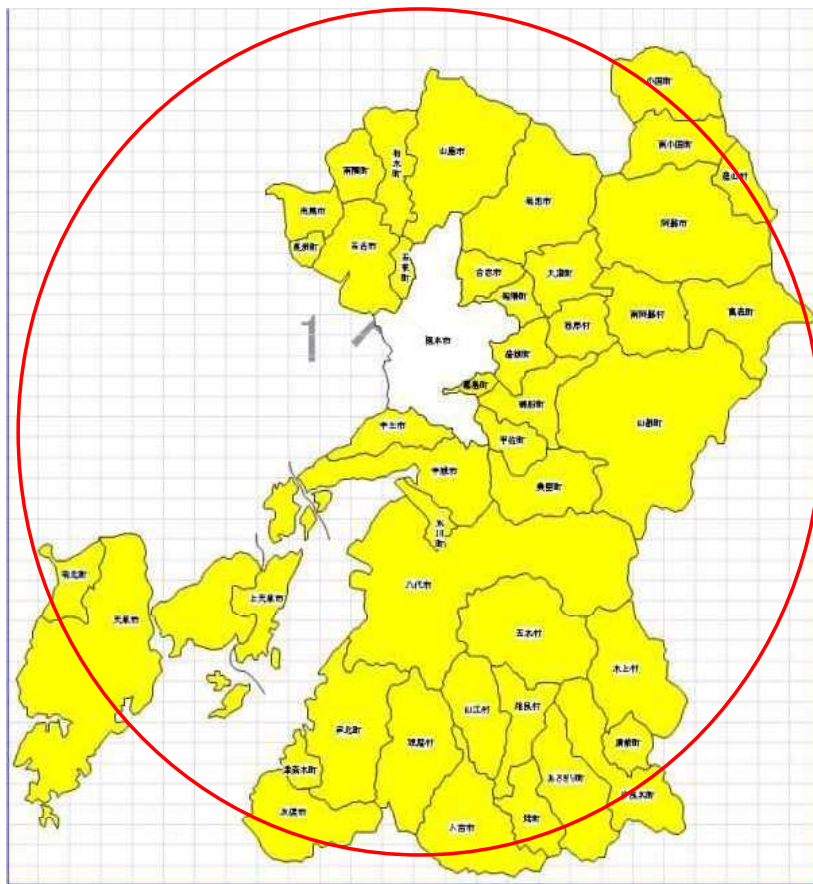
- ・就労意欲喚起等支援事業
- ・子どもの健全育成支援事業
- ・精神障がい者の社会的な居場所づくり
- ・中間的就労体験等支援事業
- ・ホームレス対策事業
- ・消費者行政での多重債務対策などの事業に取り組んできた。



平成21年度より**県が事業実施主体**となり、社会福祉法人等に委託し、**県下全域**（政令市の熊本市を除く）を対象に上記事業を実施



生活困窮者の自立支援（主に任意事業）につながる**ノウハウや実績が蓄積**された。



2-（2） 共同実施の方法

支援拠点の例（就労準備支援事業の場合）

必要な事業費を各市へ提示し、共同事業への参加の可否について意向調査



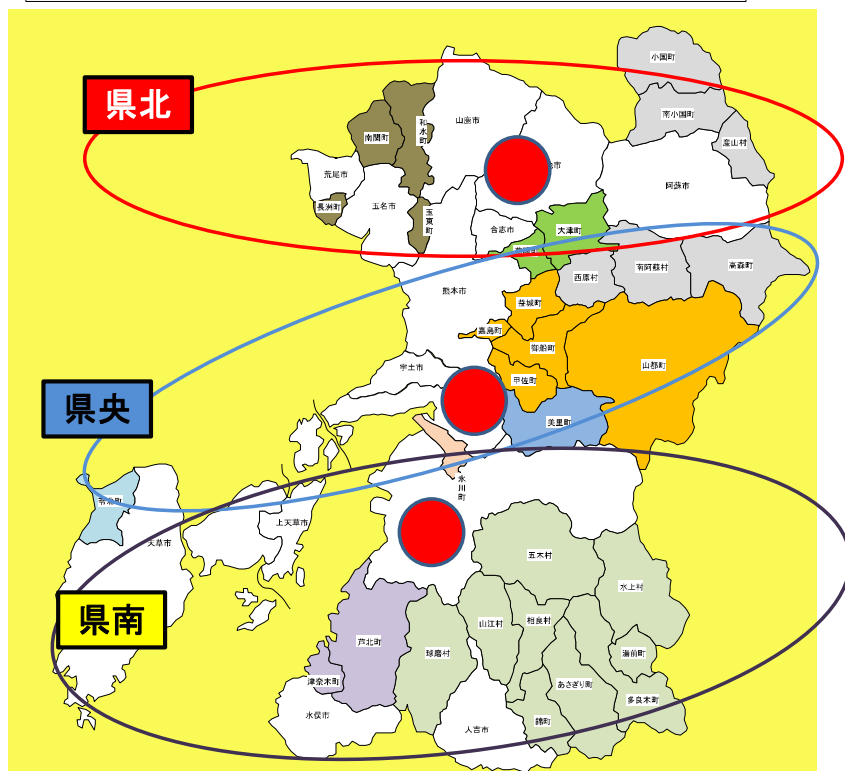
県が公募型の企画コンペ方式で一括して発注

全県的に支援を実施するために、県内に複数の支援拠点を設ける。



事業費は、参加する各市と県で人口按分

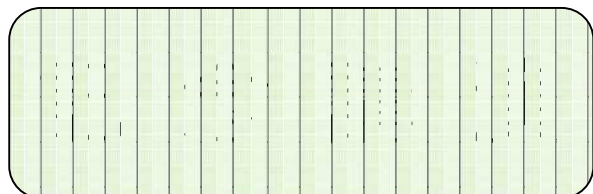
県と参加する各市と共同事業に関する協定書締結



※家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業では県内2箇所の支援拠点を設置

令和5年11月10日（金）

10：10～12：00



少しはみ出し、重なり合う地域支援 ～支援者が支え合い、困り感を共有～

講 師

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会

運営委員長 坂口 明夫 様



★プロフィール 2023

【氏名】 坂口 明夫（さかぐち あきお）

【所属】 社会福祉法人 甘木山学園 理事
 子ども家庭支援センターあまぎやま センター長
 児童養護施設 甘木山学園 支援部長

家庭、学校、地域からの相談等を受け、児童相談所や関係機関と連携し厳しい状況に置かれた子ども・家庭へのさまざまな支援活動を展開。被虐待や里子として7つの家庭で育った経験を含め、子どもたちを支えるため「連携」「協働」のあり方、「子育て」「発達しょうがい」「社会的養護」の理解を深め、子ども虐待防止に向けた講演やワークショップを続けている。

平成 7年4月

平成 18年4月

平成 23年4月

平成 23年8月

平成 23年9月～

平成 25年5月～

平成 27年4月～現在

平成 29年4月～現在

令和 元年6月～現在

令和 元年9月～現在

令和 3年4月～

児童養護施設 甘木山学園 児童指導員

子ども家庭支援センター あまぎやま 主任相談員

「セーブ・ザ・チルドレン」の一員として、岩手県沿岸部にて

東日本大震災子ども支援スーパーヴァイザーとして約3週間活動

児童福祉海外研修団員「スウェーデン・デンマークの社会的養護」2週間

全児家セン・ユニセフ協働事業・被災地支援プロジェクト

「気仙（岩手県沿岸部）子どものこころのケア事業」責任者

子どもの保護プログラム「里親啓発、里親子支援事業」責任者

全国児童家庭支援センター協議会 副会長（現在 顧問）

児童養護施設 甘木山学園 支援部長

子ども家庭支援センター あまぎやま センター長兼務

社会福祉法人 甘木山学園 理事

認定NPO法人 ポピンズくまもと 理事

一般社団法人 OMUTA BRIDGE 理事

【 講演 】 抜 粋

岩手県陸前高田市、大船渡市要保護児童対策地域協議会研修会（2012年11月）

IFCO大阪世界大会 分科会「被災地の里親子支援」（2013年9月）

全国社会福祉協議会「権利擁護・虐待防止セミナー」東京都（2014年2月）

幼稚園・保育園（令和2年度/16）、小・中・高・教職員・PTA講座（令和2年/20）

熊本県教育委員会・熊本市教育委員会職員人権研修（2016年8月・9月）

佐賀県里親推進フォーラムコーディネーター（2016年～4年間）

【委嘱など】 抜 粋

福岡県教育委員会 南筑後教育事務所 発達障害等巡回相談員

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 運営委員長

大牟田市教育委員会就学支援委員会（心理担当）

大牟田市子ども支援ネットワーク会 長【要保護児童対策地域協議会代表者会委員】

みやま市子ども健やかネットワーク委員【要保護児童対策地域協議会代表者会委員】

大牟田市子ども・子育て会議委員 大牟田市立宅峰中学校 学校評議員

熊本県教育委員会 社会教育委員

九州地区児童家庭支援センター協議会副会長 熊本県児童家庭支援センター協議会会長

熊本県立玉名高等学校・附属中学校学校運営協議会会長

【所属学会】

日本子ども虐待防止学会 子どもアドボカシー学会

大牟田市の支援センター長 坂口さん(荒尾市)

見守り必要な子 支える

新型コロナウイルスの影響による小中学校の休校期間中、大牟田市では官民が協力し、日頃から見守りが必要な子どもに対して、2千食を超える45日分の食事を支援し注目を集めている。活動をいち早く企画して実践したのは、NPO法人ボビンスくまもと(熊本市)理事で、大牟田市の児童家庭支援センター長、坂口明夫さん(47)＝荒尾市＝だ。



見守りが必要な子どもへの食事を仕分ける大牟田市職員やスクールソーシャルワーカーら＝3月10日、同市(坂口明夫さん提供)

官民協力 休校中に食事提供

困窮家庭など様子確認も



大牟田市の小中学校の休校中、見守りが必要な子どもの食事支援に取り組んだ坂口明夫さん＝同市

「給食がなくて困る家庭がある。子どもたちが心配だよ」。大牟田市の小中学校が休校になった翌日の3月3日、坂口さんは親しいスクールソーシャルワーカーと話しながら支援の方法を模索していた。

昼食の提供で、一人親や生活保護を受給する家庭などの子どもの様子を確かめ、困窮家庭などで学校や福祉関係者の

「給食がなくて困る家庭がある。子どもたちが心配だよ」。大牟田市の小中学校が休校になった翌日の3月3日、坂口さんは親しいスクールソーシャルワーカーと話しながら支援の方法を模索していた。

昼食の提供で、一人親や生活保護を受給する家庭などの子どもの様子を確かめ、困窮家庭などで学校や福祉関係者の

「給食がなくて困る家庭がある。子どもたちが心配だよ」。大牟田市の小中学校が休校になった翌日の3月3日、坂口さんは親しいスクールソーシャルワーカーと話しながら支援の方法を模索していた。

昼食の提供で、一人親や生活保護を受給する家庭などの子どもの様子を確かめ、困窮家庭などで学校や福祉関係者の

「給食がなくて困る家庭がある。子どもたちが心配だよ」。大牟田市の小中学校が休校になった翌日の3月3日、坂口さんは親しいスクールソーシャルワーカーと話しながら支援の方法を模索していた。

昼食の提供で、一人親や生活保護を受給する家庭などの子どもの様子を確かめ、困窮家庭などで学校や福祉関係者の

「活動を通じて子どもや家庭の様子を確認できた。コロナ禍だけでなく、夏休みなど長期休業中の対応など次のステップにつなげた」と坂口さん。子ども食堂との連携やほかの支援メニューも検討するという。

坂口さんは幼少期、親戚など七つの家庭で育った。実の両親に会ったことはなく、虐待を受けた経験もある。

「困っている子ども」の気持ちがかかる支援者だ。「過去は消せないからこそ、私のような経験をする子どもがいなくなるように願って支援している」

今はコロナ禍で人との接触を避けることが求められるが、会って支援しなければならぬ子どもたちがいる。「支援者同士が日頃からつながることで、いざという時に必要な行動ができる」と坂口さん。一方的な善意ではなく「みんながうまくいく」仕組みづくりを目指す。

(飛松佐和子)

2023/11/10 (金)
令和5年度 九州地区救護施設職員研修会

『少しはみ出し、重なり合う地域支援』 ～ 支援者が支えあい、困り感を共有 ～

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 運営委員長
社会福祉法人 甘木山学園 理事
子ども家庭支援センター あまぎやま センター長
熊本県教育委員会 社会教育委員
認定NPO法人 ポピンズくまもと 理事

坂口 明夫



支援は始縁(縁パワーメント)

つながる ⇒ クライアントとの縁

つなげる ⇒ 支援者との縁

誰かのため = 自分のため

揺らぐ信念をもつ

強い信念を持った上で疑問を持ち続ける力

より良い選択肢 > より良い結果【主語を問う】

(自分の価値観や育ちをベースに支援している自覚)

玉名高校・玉名高校附属中学校育友会



スローガン



“大人の部活動”（魅せよう大人の背中）
（顔が見える関係作りに）

縁パワーメント

“できるときにできることをできるしこ”
（時代にあった継続的な活動となるように）

『誰にも言わないでね』・・・

- ①ルール・法律違反は黙っておけない
- ②私が黙ることで、あなたが不利益になる
（誰かに話した時は、伝えるよ）

これから
どうなるんだろう？

何で秘密が
守られてない

聞いていいのか？
怖くて聞けない？

怒るキモチ
信じたいキモチ

ここにいたい ⇔ ここたくない

アンビバレントな想い（相反する感情が同時に存在）



自立とは

他への従属から離れて独り立ちすること。他からの支配や助力を受けずに、存在すること。
【小学館】

孤立（独りでがんばれと聞こえる）

経済的

生活的

精神的

弱さ 分からなさ 頼れる人 頼れるタイミング
を分けることが 自立

適切なタイミングで

S O S

を出せる力

受 援 力

（ 支援を受ける力 ）

受 援 力

（ 支援を受ける力 ）

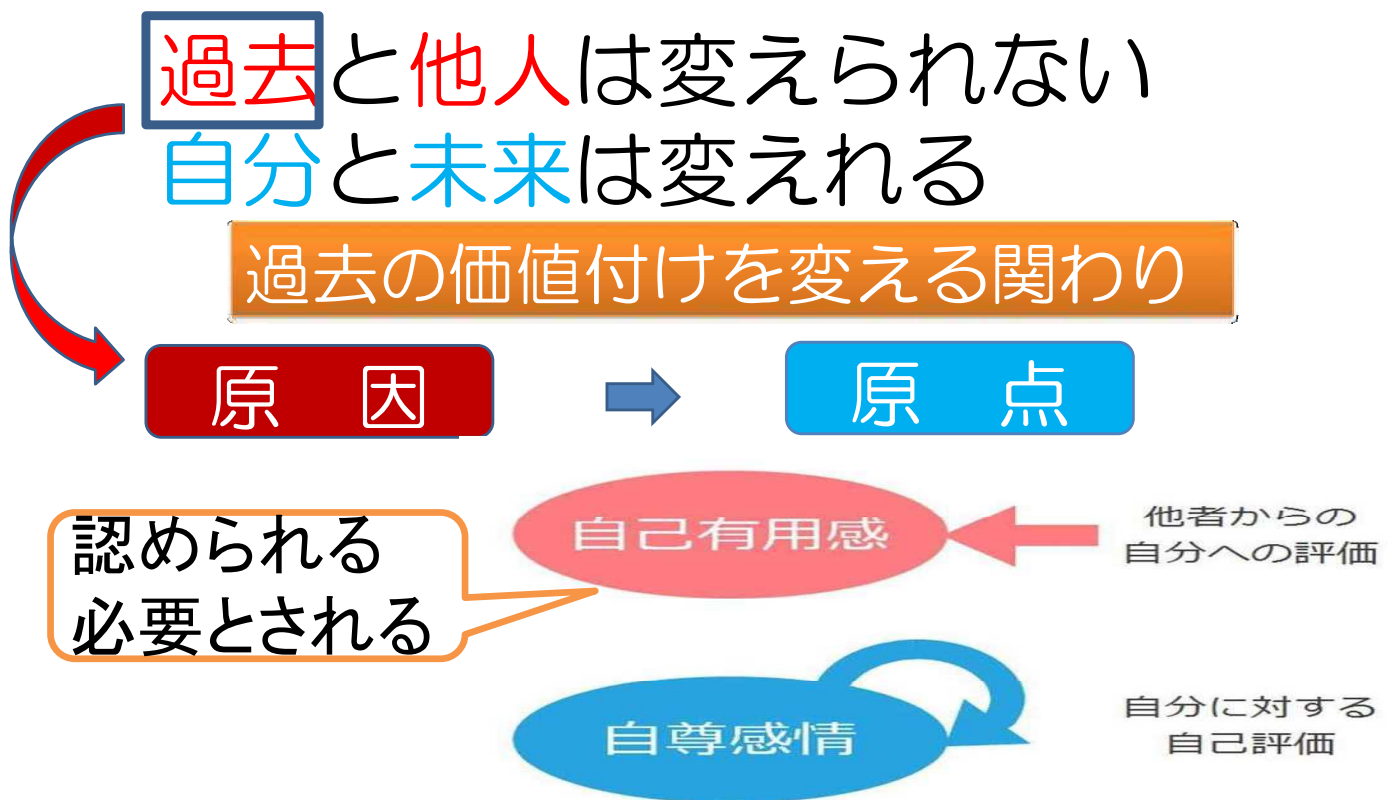
困った時に助けてと言える力

自分に必要な助けが何かを
人に伝え、支援を受けるという力

人に迷惑をかけてはいけない （申し訳ない事ではない）
周りに助けを求めず、自分で何とかしなければならない（孤立するかも）
自分で問題を解決できない＝能力の低い人間 （恥ずかしい事ではない）

「いつ、何を、どうして欲しいのか」を具体的に

（相手があなたの気持ちや状況を汲み取って上手に助けてくれるとは限らない）



PTG／心的外傷後成長
Post Traumatic Growth

「大きな困難と心の傷」を乗り越えたからこそ

肯定的な変化・成長

PTSD/心的外傷後ストレス障害
Post Traumatic Stress Disorder

トラウマとは・・・

瞬間冷却された気持ち

PTG(心的外傷後成長)

傷ついた人がただ元に戻るのではなく、
災害や事件の前よりも、

「大きな困難と心の傷」

を乗り越えたからこそその成長

『悲しみ』からの人の成長・・・

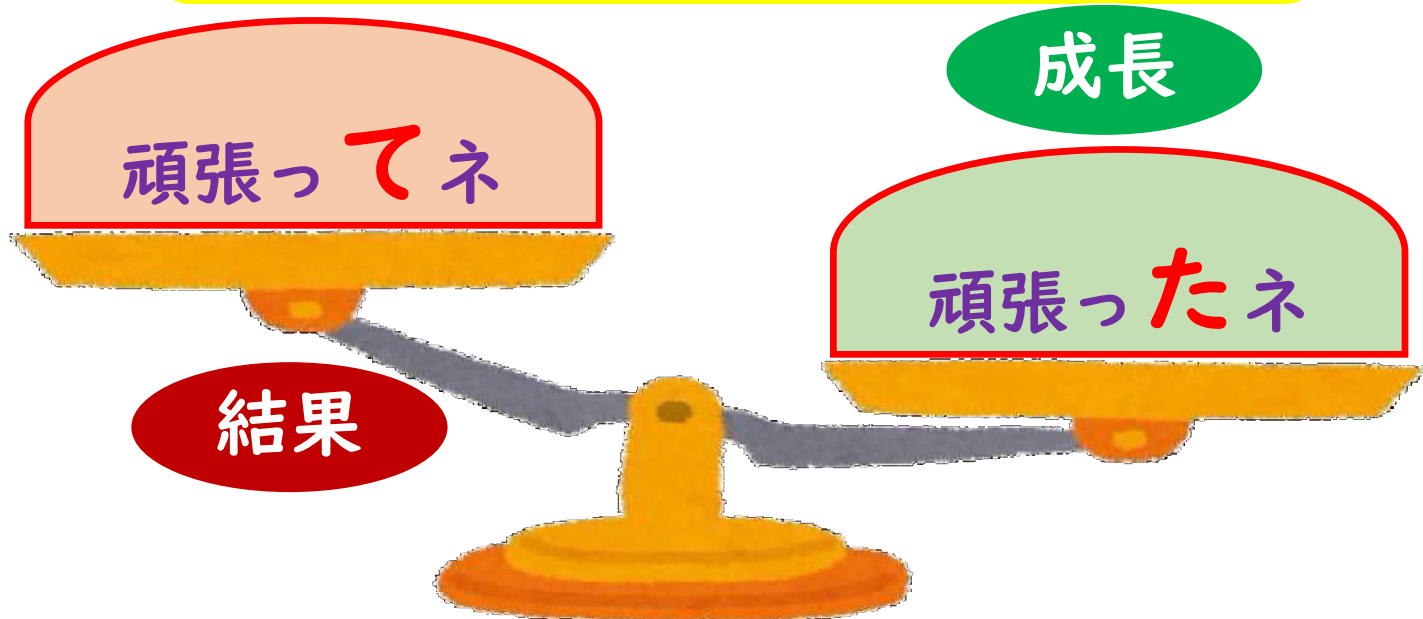
- 1) 他者との関係: より深く、意味のある人間関係を体験
- 2) 精神的変容: 存在や霊性への意識が高まる
- 3) 人生に対する感謝: 生に対しての感謝の念が増える
- 4) 新たな可能性: 人生や仕事への優先順位が変わる
- 5) 人間としての強さ: 自己の強さの認識が増す

安全基地の定義

安全性	一緒に居ても傷つけられない
感受性 共感性	問題を抱えている人が何を感じ、何を求めているか察し、共感する
応答性	相手が求めている時 だけ 応じる。 相手がすべきことはさせる（サポート）
安定性	一貫した対応 その場の気分や都合で対処しない

安心して 『失敗』 や 『戸惑い・間違い』 が
保障されている環境

期待することより認知しよう



子どもの権利条約



「子どもアドボカシー」

子どもの声を丁寧に聴いて
子どもが意見を表明する支援を行う活動。

「子どもアドボケイト」

子どもの声を聴き、支援をする人です。
子どもの年齢や発達に合わせて、子どもに意見を言う権利があることを伝え、自分の意見をどう言葉にし、どのように伝えたいのかフォローする人。



対 話

相互理解
(価値観や
方向性)
関係性を築く

アドボカシーは単に子どもの願いを
かなえることではなく、

対 話

を重ねていくこと。

まずは困っている子どもに気づき、声にならない声を聴き
取ろうとしてほしい。子どもが話したいと思ってくれたら、
ゆっくりしっかり聴いて、
どうしたらいいか一緒に考え、悩み、答えを探して行動する。

聞
く

意識しないで、音として
耳を傾ける

Hear

聴
く

相手の事を五感で感じる
立場や想いを理解する

Listen

訊
く

尋ねて、答えを探す
疑問を明確化する

Ask

コミュニケーションで大切なこと

相手の話がよく分かる

傾 聴

その話の背景にある**相手の思い**が分かる

受 容

何でも受け入れる
ことではない

相手の思いが私に届いていることが
相手に伝え返す

共 感

対話を続けること
(子どもの最善の利益)



大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会とは…

大牟田市内に施設を持つ社会福祉法人が協働で事業展開することで、活動に必要な「人材」「資材」「資金」「情報」を共有し、社会福祉法人の地域貢献活動の促進を図ることにより市内に住む人が抱える「制度の狭間」にある問題解決に向けた支援（生活支援困窮者レスキュー事業）等を行うことを目的とする協働体です。社会福祉協議会が事務局を担っています。平成27年5月に16法人で創設され、現在、27法人が加盟しています。



大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 定期総会の様子

【社会福祉法人地域公益活動協議会組織図】



大牟田市内の27の社会福祉法人が加盟しています

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会・参加法人(主な施設)

① 東翔会(サンフレンズ)	⑮ 聖光園(上官保育園)
② 福因寺福祉会(延寿苑)	⑯ 久福木福祉会(久福木の森保育園)
③ それいゆ(こもれび)	⑰ 小鳩福祉会(小鳩保育園)
④ グッドタイムズ(サンホリデー)	⑱ 甘木山学園(甘木山学園)
⑤ 大牟田市福祉事業協会(昌普久苑)	⑲ 三川福祉会(竹の子保育園)
⑥ 恩賜財団済生会(ライフケア院)	⑳ 白鷺福祉会(白鷺保育園)
⑦ 博愛福祉会(吉野園)	㉑ 萩尾福祉会(萩尾保育園)
⑧ 原交会福祉会(サン久福木)	㉒ 依修多羅福祉会(三池保育園)
⑨ けんこう(美さと)	㉓ しらぬい福祉会(不知火保育園)
⑩ 天光会(天光園)	㉔ みずほ保育園(みずほ保育園)
⑪ キリスト者奉仕会(大牟田恵愛園)	㉕ 輝の子福祉会(草木保育園)
⑫ あけぼの会(あけぼの苑)	㉖ あらぐさ会(高取保育園)
⑬ 日本厚生学園(りんどう学園)	㉗ 大牟田市社会福祉協議会
⑭ 地域福祉を支える会(エンゼル)	

【業種別内訳】



全施設の常勤職員数は、約1,500名

様々な職種の人達が働いています

医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士、栄養士、理学療法士、作業療法士、心理士、調理師、ケアマネジャー、ホームヘルパー、認知症コーディネーター等々

「生活支援相談室」を通じての生活困窮者レスキュー事業

民生委員や専門職(社会福祉士・ケアマネ等)が、地域住民の生活困窮などの相談を受けた時は、社会福祉協議会内の初期相談窓口である「生活支援相談室」へつなぎ、アセスメントを行い、「生活困窮者レスキュー事業(制度の狭間を埋める地域セーフティネット)」を実施するかの判断を行い、緊急性が認められるときは、運営委員長の判断でスピードを持った支援を実施している。

生活困窮者レスキュー事業

- ① ゴミ屋敷と呼ばれる家の清掃活動
- ② 生活困窮者への食料・日用品等支援
- ③ 生活つなぎ資金貸付支援
- ④ 住居を持たない人の宿泊支援
- ⑤ シェルター提供(DV等の緊急支援)
- ⑥ ひきこもりの人の就労・VO体験支援
- ⑦ 家電及び自転車・布団等の無償貸出及び支給
- ⑧ 学校休校中の児童・生徒への食料提供(中央共同募金会新型コロナ感染下の福祉活動応援助成)
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品・生活物資提供業務(市受託事業)

① いわゆるゴミ屋敷と呼ばれる家(ゴミ屋敷)の清掃活動



食料・生活用品支援を受けた自宅療養者からのお礼のメール

この度は、生活物資を届けて頂き、ありがとうございました。

コロナ感染がわかって、暗い気持ちになりましたが、4人分の生活物資が段ボール箱に大量に届いて、中身を見た時に一人にかかった金額、重い荷物を運んで頂いた体力、一つ一つ、選んで下さった思いが伝わってきて、感謝で胸がいっぱいになりました。お蔭で、家族みんな笑顔で過ごす事ができました。

ほんの気持ちですが、子ども用のマスク入れました。10枚ずつ個別包装されていますので、10件分くらいですが…必要なご家庭に配っていただけると嬉しいです。



先ほどは食料・日用品支援物資を玄関先まで運んでいただき、ありがとうございました！

食料が少なく、細々と食べていたのでとても助かりました。子ども達もお菓子に大喜びでこんなにたくさんのお菓子で幸せ～!!と言っていました。

食料があることで、気持ちに安心感がうまれました。

本当にありがとうございました。自宅療養頑張ります。

社会福祉法人地域公益活動協議会での活動を通して、 「地域における新たな課題解決へのつながり」が広がり始めた…

①社会福祉法人地域公益活動協議会事業計画に明記…福祉避難所の協定
(災害時における福祉避難所として、高齢者・障害者施設が大牟田市と協定締結)

②子ども・地域食堂ネットワーク会議の発足…社会福祉法人がバックアップ
※現在、市内9校区、5エリアで実施 (社会福祉法人所有のバス等の活用)

③ひきこもり支援ネットワーク会議の発足…9団体で立上げ
(ひきこもりセミナー開催・家族の会設立・サポート養成・居場所づくりを予定)

④買い物支援プロジェクト…令和5年度中に発足予定
(社会福祉法人所有のバス等を活用、交通弱者対策としてドライブサロンを予定)

⑤制服バンクプロジェクト…令和5年度中に発足予定
(社会福祉法人地域公益活動協議会と教育委員会・PTA等が連携し、実施を検討)

おおむた子ども・地域食堂ネットワーク会議



支援は、ブームではいけない・・・

継続して責任を持って取り組める環境作り

(法人) 法人本部から

各子ども食堂へ運営支援金(毎年)

(学園) 手鎌校区子ども食堂へ運営参画

調理担当とバス巡回支援

【ネットワーク会議の目的】

○各地区の実践の交流と情報交換

○相談支援機関との連携

○寄付された食材や器材等の共有と調整

「大牟田ひきこもり支援ネットワーク会議」発足

令和4年6月8日、ひきこもりの状態にある人やその家族を支援する関係機関・団体等がそれぞれの持ちうる機能やネットワークを共有し、ひきこもり問題を抱える人を支援することを目的とした「**大牟田ひきこもり支援ネットワーク会議**」が9団体で発足(現在11団体)。



- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 大牟田学校に行かない子を持つ親の会「ふきのとう」 |
| 2 | 「80・50問題」学習会実行委員会 |
| 3 | 筑後若者サポートステーション |
| 4 | 子ども家庭支援センターあまぎやま |
| 5 | OMUTA BRIDGE(大牟田ブリッジ) |
| 6 | 大牟田市障害者協議会 |
| 7 | 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会 |
| 8 | 大牟田市教育委員会 |
| 9 | 大牟田市社会福祉協議会 |

子ども支援ガイドブックの作成

保護者をはじめ子どもを取り巻く環境を厳しい、子どもたちの育ちや学び、家庭にかかわる支援者が、子ども支援にかかわる情報（発達段階における必要経費や諸支援制度等）を把握し、相談機関につなぐなど、具体的な支援に活用できるものとして

検 索

『おおむた子ども支援ガイドブック』

構想・準備5年

作成

更新11年目

大牟田市 子ども・子育て応援条例（答申）



大事にしたこと

- ① 社会で子ども（家庭）を守り
応援していくことを示すこと
- ② 子どもに参画してもらう
(今回はヒアリング丁寧を実施)
※子ども・子育て委員に参画
すべきと意見具申するが・・
- ③ 保護者の役割として主体たる
責任を果たすことと同じくら
い支援を受けながら養育する

現行案	修正案
(子どもが大切にすること) 第5条子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項を大切にしよう努めるものとする。 (1) 自らを大切に、自らの権利について考えること。 (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。 (3) 遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員として規範を守ること。 (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。 (保護者の役割) 第7条保護者は、子育てに大きな役割があることを自覚し、深い愛情と責任を持って接し、子どもを守り育てるものとする。 2 保護者は、子どもが安心して生活することができる家庭をつくるものとする。 3 保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けられるように、自らその手本を示すものとする。	(子どもが大切にすること) 第5条子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項を大切にしよう努めるものとする。 (1) 自らを大切に、自らの権利について考えること。 (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。 (3) 遊び及び学びを通して、<u>豊かな人間性や社会性を養うこと</u>。 (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。 (保護者の役割) 第7条 保護者は、子育てに大きな役割があることを認識し、子どもに愛情を持って接するとともに、状況に応じて必要な支援や協力を周囲から得て、子どもを守り育てるよう努めるものとする。 2 保護者は、子どもが安心して生活することができる<u>養育環境</u>をつくるよう努めるものとする。 3 保護者は、<u>子どもが豊かな人間性や社会性を養うことができるよう、子どもの人格を尊重しながら、養育に努めるものとする</u>。

問題解決から問題改善へ

(うまくいかなさを味わう大切さ)

困り感を出しあえる**仲間**づくり

子ども支援は
家庭(親)理解と支援



[illegible]

参 加 者 名 簿

【個人情報の取り扱いについて】

本名簿において個人情報は、本研修会の運営管理ならびに研修会当日の参加者相互の情報交換、交流の促進を図ることを目的に掲載しており、本研修会参加者、主催者のみに配布しておりますので、本名簿のお取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。

なお、名簿および名簿に掲載された情報の複製や他の冊子への転載、第三者への提供は決して行わないようお願いいたします。

令和5年 第24回 九州地区救護施設 職員研修会 参加者名簿

N0	県名	施設名	参加者名	職名	グループ	意見交換会	
1	福岡県	野の花	岩田 吉史	施設長	フリー	1	
2			山口 智史	支援係長	A	9	
3			彌田 将之	支援員	B	8	
4		愛の家	東谷 晃宏	支援員	C	7	
5			花田 瞭太	支援員	B	8	
6			友久 毅也	支援員	Gリーダ-	3	
7		第2優和園	和田 徳行	施設長	副会長	1	
8			山崎 茂美	指導員	Cリーダ-	7	
9			岩下 真弓	指導員	A	9	
10		仁風園	田吹 暢浩	主任指導員	Hリーダ-	2	
11			前川 候三	指導員	F	4	
12			大平 宏一	事務員	G	3	
13		梅寿園	筒井 龍広	主任指導員	A	9	
14	佐賀県	かんざき日の隈寮	大島 毅	施設長	予対委員長	1	
15			中島 賢吾	生活支援員	G	3	
16			永田 悠宇	生活支援員	H	2	
17			林 智子	生活支援員	C	7	
18			松本 拓帆	生活支援員	B	8	
19		しみず園	今村 公紀	生活支援員	Fリーダ-	4	
20			大石 和徳	生活支援員	H	2	
21			柳野里奈子	看護師	E	5	
22			林田 剛	介護職員	H	2	
23	長崎県	彦山の森	神近 茜	栄養士	D	6	
24			岡本 信一	生活指導員	F	4	
25			高比良宏輔	園長	調研委員長	1	
26		あいこう園	金尾 尚	生活支援員	G	3	
27			渡邊 薫	生活支援員	F	4	
28			高西富美子	看護師	Eリーダ-	5	
29			あじさい	宮川 寛貴	事務長	A	9
30		大分県	光明寮	河野 真弓	主任看護師	E	5
31				佐藤 恵	栄養士	Dリーダ-	6
32	首藤ひろみ			支援員	B	8	
33	湊泉寮		江良 正平	支援課長	F	4	
34			伊藤 菜理	支援係長	調研委員	6	
35		衛藤 和輝	支援員	C	7		
36	熊本県	千草寮	片山久美子	指導員	A	-	
37			兵頭 晃子	指導員	F	-	
38		友愛会 銀杏寮	中山 真	相談員	A	-	
39			園田 健一	介護職員	H	-	
40		菊池園	津田 幸代	生活支援員	F	4	
41			三笠 広宣	介護支援員	Bリーダ-	8	
42			菅原あかね	主任看護師	E	5	
43			森枝 陶子	栄養士	D	6	
44			池邊 充洋	事務長	調研委員	1	
45		野坂の浦荘	黄木 留美	主任栄養士	D	6	
46			森 孝子	生活支援員	G	3	
47			岡田 康昭	生活支援員	H	2	
48		しらがね寮	下田 佳浩	介護職員	C	-	
49			原口 恵介	介護職員	F	-	
50		真和館	藤本美和子	副施設長	Aリーダ-	9	
51			田上雄次郎	生活支援員	C	7	
52			今池 有香	指導員	B	8	
53			岩下あゆみ	看護師	E	5	
54		宮崎県	すみよし	後藤 洋貴	総務企画課長	調研委員	1
55	中村 恵美			生活支援員	H	2	
56	日高 涼			生活支援員	C	7	
57	河野いずみ			生活支援員	G	3	

58	宮崎県	清風園	吉岡 志倫	支援員	B	8
59			小森 京子	支援員	C	7
60	鹿児島	ときわの丘	井上恵理奈	栄養士	D	-
61			今田 彩音	事務	G	-
62	沖縄県	いしみね救護園	宮里 郁子	看護師	E	5
63			宮城 智子	介護員	H	2
64	東京都	更生施設 塩崎荘	藤野 秀樹	副所長	A	9
65			久保田貢司	主任事務員	B	-

意見交換会座席表

7	東谷 晃宏 林 智子 田上雄次郎 小森 京子	山崎 茂美 衛藤 和輝 日高 涼	7名
4	前川 候三 岡本 信一 江良 正平	今村 公紀 渡邊 薫 津田 幸代	6名
1	和田 徳行 岩田 吉史 後藤 洋貴	大島 毅 高比良宏輔 池邊 充洋	6名
8	彌田 将之 松本 拓帆 三笠 広宣 吉岡 志倫	花田 瞭太 首藤ひろみ 今池 有香	7名
5	榎野里奈子 河野 真弓 岩下あゆみ	高西富美子 菅原あかね 宮里 郁子	6名
2	田吹 暢浩 大石 和徳 岡田 康昭 宮城 智子	永田 悠宇 林田 剛 中村 恵美	7名
9	山口 智史 筒井 龍広 藤野 秀樹	岩下 真弓 宮川 寛貴 藤本美和子	6名
6	神近 茜 森枝 陶子 伊藤 菜理	佐藤 恵 黄木 留美	5名
3	友久 毅也 中島 賢吾 森 孝子	大平 宏一 金尾 尚 河野いずみ	6名

ステージ

